第３回　「生後４か月までの全戸訪問事業・育児支援家庭訪問事業に係るガイドライン」策定に関する有識者・実務者会議

議事次第

平成２０年１０月１０日（金）
１３：３０～１５：３０
６Ｆ共用第８会議室

１．開会

２．議事

（１）こんにちは赤ちゃん事業（乳児家庭全戸訪問事業）・養育支援訪問事業に係るガイドライン素案　市町村意見照会回答について

（２）①養育環境把握項目例

②訪問者の研修プログラム例

③支援の必要性を判断するための指標例

④訪問支援者プログラム例

（３）その他

３．事務連絡

４．閉会

生後4か月までの全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)・育児支援家庭訪問事業に係るガイドライン（素案)について	第3回会議時点での修正案 赤字：修正案 青字：修正はせず 考え方を例示し議論	素案自治体意見照会回答 主なもの
はじめに **1. 事業の名称及び事業概要** ○「生後4か月までの全戸訪問事業」については、名称を「こんにち は赤ちゃん事業（乳児家庭全戸訪問事業）」とする。 なお、市町村において「生後4か月までの全戸訪問事業」等別の名称を用いることは差し支えない。		
○ こんにちは赤ちゃん事業（乳児家庭全戸訪問事業）は、すべての乳児がいる家庭を訪問し、その居宅において様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供に結びつける広く一般を対象とした子育て支援事業である。	○ こんにちは赤ちゃん事業（乳児家庭全戸訪問事業）は、乳児がいるすべての家庭を訪問し、子育ての孤立化を防ぐために、その居宅において様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供に結びつける広く一般を対象とした子育て支援事業である。	「子育ての孤立化の防止」を入れておいた方がよい
○ 「育児支援家庭訪問事業」については、名称を「養育支援訪問事業」とする。 ○ 養育支援訪問事業とは、養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保するための支援が特に必要な家庭に対して行われる事業である。		
2. ガイドラインの位置づけ		母子保健と児童福祉をともに対象としたガイドラインだとわかりにくいのではないか
○ 「こんにちは赤ちゃん事業（乳児家庭全戸訪問事業）」及び「養育支援訪問事業」については、子育て支援や支援が特に必要な家庭への対応を進める観点から、今後これらの事業の効果的な実施と全国的な普及を進めることが求められる。このため、本ガイドラインにおいて、これらの事業の推進を図るよう、これらの事業を実施する場合にすべての市町村において少なくとも当面取り組むべき内容を定め、事業のあり方を明確にすることとした。各市町村においては、本ガイドラインを基本として事業を実施するとともに、地域の実情に応じて本ガイドラインの内容を超えて一層の取組が行われることが期待される。	通知発出時に、通知文に地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言として明記する	本ガイドラインが市町村における事業実施の参考であるとともに、市町村独自の取組を奨励するという位置づけをより明確なものとする表現に修正すべきではないか

こんにちは赤ちゃん事業（乳児家庭全戸訪問事業）・
養育支援訪問事業に係るガイドライン（素案）

こんにちは赤ちゃん事業（乳児家庭全戸訪問事業）		
１．事業目的		
○　すべての乳児がいる家庭を訪問し、その居宅において様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供に結びつけることにより、子どもの健やかな育成を図ることを目的とする。	○乳児がいるすべての家庭を・・・	
２．対象者		
○　原則として生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を事業の対象とする。ただし、生後４か月までの間に、健康診査等により乳児及びその保護者の状況が確認できており、対象家庭の都合等により生後４か月を経過して訪問せざるを得ない場合は対象として差し支えない。	○　原則として生後4か月を迎えるまでの乳児のいるすべての家庭を事業の対象とする。ただし、生後４か月を迎えるまでの間に、健康診査等により乳児及びその保護者の状況が確認できており、対象家庭の都合等により生後４か月を経過して訪問せざるを得ない場合は対象として差し支えない。	
なお、次の家庭については訪問の対象としないことで差し支えないが、②③に掲げる場合については、訪問の同意が得られないことや長期の里帰り出産等の状況自体が支援の必要性が高い可能性を示すものとして、支援が特に必要と認められる家庭に準ずる家庭と位置づけることとし、その後の対応については、「８．ケース対応会議における支援の必要性についての判断等」に基づき適切な対応を図ること。	なお、次の家庭については訪問の対象としないことで差し支えないが、②③に掲げる場合については、訪問の同意が得られないことや長期の里帰り出産等の状況自体が支援のが必要となる性が高い可能性を示すものとして、支援が特に必要と認められる家庭に準ずる家庭と位置づけることとし、その後の対応については、「８．ケース対応会議における支援の必要性についての判断等」に基づき適切な対応を図ること。	同意が得られないことだけで支援の必要性が高いと言えるないのではないか
①養育支援訪問事業の実施などにより、既に情報提供や養育環境の把握ができている場合		
②訪問の同意が得られず、改めて訪問の趣旨を説明し本事業の実施の働きかけを行ったにもかかわらず同意が得られない場合		
③子の入院や長期の里帰り出産等により生後４か月までには当該市町村の住居に子がいないと見込まれる場合	長期の里帰り等で住所地以外で過ごす乳児と保護者については、本事業が適切に行われるよう市町村間の連携を図るようにすること。	長期の里帰りケースに関する市町村間の連携に基づく実施について
	都道府県の実施する未熟児訪問指導の対象者については、本事業実施の際には都道府県及び市町村の母子保健担当部署と十分な連携を図ることに留意する。また、条例により未熟児訪問指導を市町村が実施している場合には、本ガイドラインの９．母子保健法に基づく訪問指導との整理に準ずることとする。	未熟児訪問指導の対象者について
３．訪問時期等		
○　対象乳児が生後４か月を迎えるまでの間に１回訪問することを原則とする。ただし、生後４か月までの間に、健康診査等により乳児及びその保護者の状況が確認できており、対象家庭の都合等により生後４か月を経過して訪問せざるを得ない場合は、少なくとも経過後１か月以内に訪問することが望ましい。	○　対象乳児が生後4か月を迎えるまでの間に1回訪問することを原則とする。ただし、生後4か月を迎えるまでの間に、健康診査等により乳児及びその保護者の状況が確認できており、対象家庭の都合等により生後4か月を経過して訪問せざるを得ない場合は、少なくとも経過後1か月以内に訪問することが望ましい。	「生後4ヶ月を迎えるまでの間に」「生後4ヶ月までの間に」 時期が明確でなくなる
なお、できる限り早期に訪問し支援を行うことが望ましいことから、市町村独自に早期の訪問時期を定めることが適当である。		

4．訪問者 ○　訪問者については、保健師、助産師、看護師の他、保育士、母子保健推進員、愛育班員、児童委員、母親クラブ、子育て経験者等から幅広く人材を発掘し、訪問者として登用して差し支えない。ただし、訪問に先立って、訪問の目的や内容、留意事項等について必要な研修（講習）を行うものとする。 なお、訪問者について市町村独自に専門職に限る等の資格要件を設けることは差し支えない。	市町村の状況により実施状況が異なるため、具体的な例示は既に取り組んでいる市町村の取組を尊重できなくおそれもあることから、ガイドラインには明示しにくい。	訪問者が専門職・非専門職それぞれの場合について、実施内容を具体的に提示した方がよい
5．実施内容 ○　本事業は以下の内容を実施するものとする。		
①　育児に関する不安や悩みの聴取、相談 ②　子育て支援に関する情報提供	心身の状況に関する相談については、必要な専門的支援につなげる等の対応を原則とする	非専門職に相談への対応は難しいと考える
③　乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握	非専門職の心身の状況把握についてどのように考えるか	非専門職が訪問する場合には心身の状況把握は難しいと考えられる
④　支援が必要な家庭に対する提供サービスの検討、関係機関との連絡調整		
	また、訪問者の職種と実施内容について、市町村の状況に応じてそれぞれ役割分担を明確にするなどの対応が望ましい	訪問者の職種と実施内容について、役割分担を明確にするなどの対応が必要
6．事業の実施における留意事項 **（1）事業の周知** ○　事業を効果的に進めるためには事業の趣旨と内容及び訪問を受けることのメリット等を周知させることが必要不可欠であり、母子健康手帳交付や出生届受理等の機会を活用して本事業の積極的な周知を図るとともに、事前に訪問日時の同意を得るよう調整する等、訪問を受けやすい環境づくりを進める。	「事前に訪問日時の同意を得るよう調整する等、･･･」は、あくまで例示であり、市町村の状況により判断されるもの。	「事前に訪問日時の同意」 事前に日程調整せずに訪問した方がよいケースもある
（2）支援の必要性と訪問者 ○　市町村の母子保健担当部署との連携の下、事前の情報を踏まえ、支援の必要性が高いと見込まれる家庭に対しては可能な限り保健師等の専門職が訪問する。	○　市町村の母子保健担当部署との連携の下、事前の情報を踏まえ、支援の必要性が高いと見込まれる家庭に対しては可能な限り保健師等の専門職ができるだけ早期に訪問する。	ハイリスクケースにはできるだけ早く訪問すべきではないか
（3）個人情報の保護と守秘義務 ○　事業の実施を通じて、訪問者が知り得た個人情報の適切な管理や秘密の保持のため、以下の対応等により万全を期す。 ①個人情報の管理や守秘義務についての規定を定め、これを事業の従事者に周知する。 ②特に訪問者に対しては、個人情報の管理や守秘義務について研修等を行い周知徹底する。 ③非常勤職員等の委嘱手続等においては、誓約書等を取り交わすことなど、具体的措置を講じる。		

７．実施方法

（１）訪問の連絡調整

○　市町村からの情報に基づき対象家庭に個別に連絡をとり、親子の状況を優先した上で訪問日時を調整する。

（２）訪問者の身分の提示

○　訪問の際は、身分証を提示するなどして市町村からの訪問者であることを明確にする。

（３）訪問に際しての留意事項

○　育児に関する不安や悩みの聴取、相談

訪問の際は、親子の状態を最優先に考慮しながら話を進めるとともに、受容的な対応を心がける。

○　子育て支援に関する情報提供

訪問の際は、地域子育て支援拠点事業等の実施場所一覧表を持参するなどにより、子育てする上で必要と思われる、身近な地域での様々な子育て支援に関する情報を提供する。

○　養育環境等の把握

訪問者は、訪問の際に養育環境等の把握を行うこととし、養育環境の把握の方法や報告内容については、研修等の実施により十分に理解した上で訪問を実施する。

[redacted]

養育環境の把握方法や項目については、各市町村の状況に合わせて設定するので、ここでは基本的な項目のみを例示する

また、アンケート方式の導入や、項目によっては予め選択肢を設けるなど、訪問者が適切に報告できる様式を工夫することが望ましい

★自治体取組例＜資料1･2･3･4＞

お母さん→養育者（　）

同居家族・育児家事の応援・相談相手・家の中の様子

地域の子育て支援情報提供　□

例）子育て支援サービスの紹介・母子保健等のお知らせ等

アンケート方式にして、（個人情報もあるため）母親に記入してもらう方法をとっている

訪問者職種により、把握内容が違うのではないか

項目ごとに選択式にし記入しやすくするとよい

お母さん→養育者に変更した方がよい

同居家族は構成も必要

具体的な質問項目とし、はい･いいえで答えられるようなものがよい

追加項目検討　　相談できる人の有無

情報提供の内容確認のためのチェック欄（何を説明したか）

８．ケース対応会議における支援の必要性についての判断等		
○　訪問実施後、次の手順によりその後の支援の必要性を判断し、支援内容等を決定する。		
①訪問者は、訪問結果について、訪問結果報告書に基づき市町村の担当部署に報告する。	**①訪問者は、訪問結果について、訪問結果報告書に基づき速やかに市町村の担当部署に報告する。**	**継続して支援が必要なケースなど速やかに報告すべき場合について明記すべきではないか**
②市町村担当部署においては、訪問者からの訪問結果に基づき、支援の必要性を検討すべき家庭についてケース対応会議を開催する。		
③ケース対応会議は、市町村担当者、市町村における母子保健担当者、児童福祉担当者等のほか、必要に応じて訪問者や養育支援訪問事業中核機関又は子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策協議会）調整機関（以下「調整機関」という。）の職員等が参加し開催する。		
④ケース対応会議においては、支援の必要性とその後の支援内容等について、以下の点に留意し決定する。		
ア　支援が必要な家庭については、養育支援訪問事業や母子保健事業等の具体的支援の必要性について検討し、その後の支援について引き継ぐ。		
イ　支援が特に必要と判断された家庭については、調整機関に連絡し、必要な支援内容等について協議する。		
ウ　訪問できなかった家庭については、引き続きその状況等の把握に努め、支援の必要性について検討した上で、必要に応じてア又はイの対応を行う。	どうして訪問できなかったかを把握することが重要であり一律に対応を決めることは難しい	**訪問できなかった家庭の状況をどのように、どこまで把握するのか**
９．母子保健法に基づく訪問指導との関係		
○　本事業はすべての乳児のいる家庭が対象であり、子育て支援に関する情報提供や必要なサービスにつなげるための養育環境等の把握を行うものである。一方、母子保健法に基づく訪問指導は、母子保健の観点から必要のある家庭を対象として、保健指導等を行う事業である。	**事業の整理とガイドラインの内容を今後さらに検討**	**母子保健法に基づく訪問指導との整理がわかりにくい。 母子保健法に基づく訪問指導をすでに全戸に対して実施している自治体もある。**
このように、両事業は法的な位置づけや、第一義的な目的は異なるものの、いずれも新生児や乳児がいる家庭へのサポートを行うものであり、密接な関係にある。このため、効率的な事業実施の観点からも、母子保健法に基づく新生児訪問等や乳児に対する訪問指導を実施している市町村の判断により、これらの訪問指導等と併せて本事業を実施することとして差し支えない。		**全戸訪問が子育て支援の観点から実施されるものであることをもっと強調した方が母子保健法に基づく指導等との区分が明確になるのではないか。**
○　なお、市町村の母子保健担当部署との連携の下、事前の情報を踏まえ、支援の必要性が高いと見込まれる家庭に対しては可能な限り保健師等の専門職が訪問することとし、その際、母子保健法に基づく新生児訪問や乳児に対する訪問指導の必要性がある場合には、優先的に新生児訪問やこれらの訪問指導を実施すべきである。	都道府県の実施する未熟児訪問指導の対象者については、本事業実施の際には都道府県及び市町村の母子保健担当部署と十分な連携を図ることに留意する。また、条例により未熟児訪問指導を市町村が実施している場合には、本ガイドラインの９．母子保健法に基づく訪問指導との整理に準ずることとする。	**未熟児訪問に関する考え方が記述されていない**

１０．訪問者の研修プログラム

○　必要な研修（講習）プログラムについては、各地域の実情に応じて研修内容を決めるものとし、家庭訪問に同行することや援助場面を想定した実技指導（ロールプレイング等）などを組み込み、訪問の内容及び質が一定に保てるよう努める必要がある。

　なお、専門資格を有する者については、各自の専門領域に関する部分について省略して差し支えない。

◎こんにちは赤ちゃん事業　訪問者研修プログラム◎	
事業の意義と目的	事業の内容・意義・目的について
個人情報の保護	個人情報の保護と守秘義務について
傾聴とコミュニケーション	訪問での話の聴き方とコミュニケーション
訪問の実際	訪問時の留意事項、訪問に持参する等

１１．委託先について

○　事業の委託先としては、本事業を適切に行う観点から、少なくとも以下の要件を満たすことが必要である。

①必要な研修を受講した訪問者を配置するなど、本事業を適正かつ円滑に遂行しうる人員を有している。

②訪問者に対して、個人情報保護や守秘義務に関する研修を受講させ、本事業に係る個人情報の具体的な管理方法等についても一定の規程を設けるなど、委託に係る事務に関して知り得た個人情報を適切に管理し、秘密を保持するために必要な措置を講じる。

○　市町村が事業を委託する場合においては、市町村が事業主体としての責任を果たす観点から、委託先との関係について、以下のような点に留意する。

①委託先に対して、市町村からの必要十分な情報提供を行う。

②市町村による委託先の事業実施状況の把握や指導等による適正な事業運営を確保する。

○　なお、既に子育て支援拠点事業を実施している法人が本事業を併せて実施することは、地域の子育て家庭に対して多様な対応を図り、また、子育て支援活動のネットワーク化を図る等機能拡充に寄与すると考えられることから、このような法人に委託を進めることが望まれる。ただし、この場合においては、事業の実施に当たり、訪問結果の報告や検討について市町村の母子保健担当部署及び児童福祉担当部署との十分な連携に努めるべきある。

★自治体取組例＜資料5･6＞

★観察のポイントの例示＜非専門職向けの観察のポイントを示している市町村はほとんどない＞

直接対応しなくてもこの時期の母子の心身の状況に関するに関する研修が必要ではないか

観察のポイントの例示があったほうがよい

養育支援訪問事業		
１．事業目的		
○　養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保することを目的とする。	○ 養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・保育士等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保することを目的とする。	保健師だけの記載に①対応できない ②保育士や児童福祉司任用資格同等の者など多様な支援者を例示すべき
２．事業内容		
○　この事業は、以下を基本として行うものとする。 ①支援が特に必要である者を対象とする。 ②短期集中的に又はきめ細かに指導助言を行うなど、密度の濃い支援を行う。 ③対象者に積極的アプローチを行うものであり、適切な養育が行われるよう専門的支援を行う。 ④必要に応じて他制度と連携して行う。 ○このため、本事業については、具体的には次の類型を基本として実施するものである。		
（１）乳児家庭等に対する短期集中支援型		
○　０歳児の保護者で積極的な支援が必要と認められる育児不安にある者や精神的に不安定な状態等で支援が特に必要な状況に陥っている者に対して、自立して適切な養育を行うことができるようになることを目指し、例えば３ヶ月間など短期・集中的な支援を行う。		
○　この場合、保健分野等他の専門的支援が必要となるときは、当該専門的支援を担う機関・部署のサービスにつなぎ、児童福祉と母子保健等複数の観点から支援を行う。	○ この場合、保健分野等他の専門的支援が必要となるときは、支援内容支援方針を検討し 当該専門的支援を担う機関・部署のサービスにつなぎ、児童福祉と母子保健等複数の観点から支援を行う。	「支援内容・支援方針を検討する」を追加
（２）不適切な養育状態にある家庭等に対する中期支援型		
○　食事、衣服、生活環境等について不適切な養育状態にある等、市町村や児童相談所による在宅支援ケースや児童が施設を退所し家庭復帰した後の保護者など生活面に配慮したきめ細かな支援が必要とされた者等に対して、中期的な支援を念頭に、適切な児童の養育環境の維持及び家庭の養育力の向上を目指し、一定の目標・期限を設定した上で指導・助言等の支援を行う。	○ 食事、衣服、生活環境等について不適切な養育状態にある等、市町村や児童相談所による在宅支援ケースや児童が施設を退所し家庭復帰した後の保護者など生活面に配慮したきめ細かな支援が必要とされた者等に対して、中期的な支援を念頭に、関係機関と連携して適切な児童の養育環境の維持及び家庭の養育力の向上を目指し、一定の目標・期限を設定した上で指導・助言等の支援を行う。	「関係機関との連携」追加

３．中核機関

○　この事業の中核となる機関（以下「中核機関」という。）を定める。中核機関は、本事業による支援の進行管理や当該事業の対象者に対する他の支援との連絡調整を行う。

○　事業の実施にあたっては、中核機関と子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）（以下「ネットワーク」という。）調整機関（以下「調整機関」という。）がその連携に十分努めることが必要であり、ケース管理を効率的に行う観点からは、ネットワークが設置されている場合には、中核機関と調整機関を同一とすることが適当である。

４．対象者

○この事業の対象者は、こんにちは赤ちゃん事業（乳児家庭全戸訪問事業）の実施結果や母子保健事業、妊娠・出産・育児期に養育支援を特に必要とする家庭に係る保健医療の連携体制に基づく情報提供及び関係機関からの連絡・通告等により把握され、養育支援が特に必要であって、本事業による支援が必要と認められる家庭の児童及びその保護者とする。

具体的には、例えば以下の家庭が考えられる。

①望まない妊娠や若年の妊婦及び妊婦健診未受診等の妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭

②出産後間もない時期（おおむね1年程度）の養育者が、育児ストレス、産後うつ、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して強い不安や孤立感等を抱える家庭

③食事、衣服、生活環境等について、不適切な養育状態にある家庭など、虐待のおそれやそのリスクを抱え、特に支援が必要と認められる家庭

④児童養護施設等の退所又は里親委託の終了により、児童が復帰した後の家庭

中核機関と調整機関をあえて書き分けているのは、指摘された各市町村の状況があるとの認識。調整機関や協議会のあり方の工夫の中で、市町村ごとの特性を活かして実施していただくところ。

○　事業の実施にあたっては、中核機関と子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）（以下「ネットワーク」という。）調整機関（以下「調整機関」という。）がその連携に十分努めることが必要である。また、ケース管理を効率的に行う観点からは、ネットワークが設置されている場合には、市町村の状況を踏まえつつ、中核機関と調整機関を同一とすることが適当である。

市町村事業であり、国として一律には判断できないところだが、乳児全戸訪問により把握された支援を特に必要とする家庭への支援を充実させる必要があることからも、乳児期の支援を実施することが当然期待される。

中核機関と調整機関が別の機関であるとき、同一とすることでむしろ迅速な対応ができにくくなる
迅速な対応後の中核機関への報告事例もあるのではないか

中核機関が母子保健で調整機関が児童福祉で場所も違う場合の運用方法を具体的に例示してほしい
体系的には整合性があってもタイムリーに機能しないおそれ

自治体で独自に年齢等を設定していることについて

５．中核機関の役割

（１）対象家庭の把握

○　対象者の把握については、以下のような経路から中核機関に情報提供が行われることが想定される。

①こんにちは赤ちゃん事業（乳児家庭全戸訪問事業）の実施結果や母子保健事業、妊娠・出産・育児期に養育支援を特に必要とする家庭に係る保健医療の連携体制に基づく情報提供

②児童相談所等関係機関からのネットワーク調整機関への通知・通告等や中核機関への情報提供

○　中核機関は、①②等により把握された養育支援の必要性が認められる家庭について情報の収集を行う。

（２）対象者の判断

○中核機関は、本事業による訪問支援の対象者及び支援内容を決定する。この場合、必要に応じて調整機関や児童相談所と連携し、個別ケース検討会議を開催する等必要な検討を行う。

○　本事業の対象者は、一定の指標（チェックリスト）を参考に、支援が特に必要と認められる家庭の児童及びその養育者とする。

○支援の必要性を判断するための一定の指標＜項目例＞	
子どもの状況	①発育・発達　②健康状態　③情緒の安定性 ④問題行動　⑤基本的な生活習慣　⑥養育者との関係性
養育者の状況	⑦健康状態等　⑧性格的傾向　⑨日常的世話の状況 ⑩養育能力等　⑪子どもへの思い・態度 ⑫問題認識・問題対処能力
養育環境	⑬夫婦・家族関係　⑭家族形態の変化 ⑮養育者との接触度　⑯きょうだい関係　⑰居住環境 ⑱労働状況　⑲経済状況・経済基盤　⑳地域社会との関係性
非変動環境	21妊娠・分娩状況　22児の出生状況　23養育者の分離歴 24養育者の年齢　25養育者の生育歴
＊「子ども虐待対応の手引き」から一部抜粋修正	

情報収集を行い、支援の必要性を判断するためアセスメントを行い、必要な支援を検討し判断する

情報収集のための訪問について訪問件数としてカウントしない

乳児全戸訪問事業により把握されたケース[illegible]の項目を設定

妊婦に対応できる内容を検討
★自治体取組例＜資料7・8・9・10＞

※指標例はあくまでも参考であり、各自治体によって地域の状況により工夫されたい。

①育児支援家庭訪問事業　厚労省の示した指標例を活用している自治体

②独自の評価内容方法を使っている自治体

③アセスメントに関する指標や会議はなく、事業部署職員間の協議で決定している自治体

④保健分野虐待予防リスクアセスメントを導入している自治体

●アセスメントの変化がわかりにくい　危険度・重症度がわからない（尺度基準が示されていない）

●より細かく示してほしい

通院歴を追加されたい

経済状況・地域との関係性

産後うつに関するアセスメントを導入している自治体が多くある

相談できる人の有無

「非変動環境」は適切でない

（３）支援の開始と支援内容等の決定方法

○　支援の開始にあたっては、中核機関において、具体的な援助目標の設定および支援の内容、期間、方法、支援者等について計画を策定し決定する。

○　この事業における支援内容は、支援が特に必要と判断された家庭に対する養育に関する専門的相談・支援であり、具体的には以下の内容を基本とする

①妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭等に対する安定した妊娠・出産・育児を迎えるための相談・支援

②出産後間もない時期（おおむね1年程度）の母子に対する育児不安の解消や養育技術の提供等のための相談・支援

③不適切な養育状態にある家庭など、虐待のおそれやそのリスクを抱える家庭に対する養育環境の維持や子の発達保障等のための相談・支援

④児童養護施設等の退所又は里親委託の終了により児童が復帰した後の家庭等に対して家庭復帰が適切に行われるための相談・支援

○　産褥期の育児支援や家事等については、４に定める支援が特に必要と認められる家庭に対して、一定の目標を設定し相談・支援の一環として実施するものとする。

○　上記①及び②については３（ア）の短期集中支援型による支援を想定しており、この場合、原則として３か月以内の短い期間を設定しつつ、当該期間内に例えば週に複数回の訪問を行うなど、頻回に訪問支援を行うものとする。

○　上記③及び④については３（イ）の中期支援型による支援を想定しており、この場合、６か月から1年程度の中期的目標を設定した上で、当面３か月を短期的目標として、定期的な訪問支援を行うとともに、目標の達成状況や養育環境の変化などを判断しつつ支援の見直しを行っていくものとする。

（４）支援の経過の把握

○　中核機関は、支援の経過について訪問支援者からの報告を受け、支援の実施や家庭の状況について把握する等支援経過についての進行管理を行う。また、支援経過の中で適時、訪問支援者の役割分担や支援上の課題について確認する等、対象家庭や訪問支援者へのフォロー体制を確保する。

○　中核機関は、必要に応じて調整機関がネットワークの会議を開催する等の対応を求める。

（５）支援の終結決定の判断

○　中核機関において、援助目標が達成されたかどうか、養育環境が改善されたかどうか等の支援後の評価を行い、支援の終結決定についても事業担当者、訪問支援者、関係機関等と協議の上決定する。

○　本事業による支援を終結する場合においても、他の必要な支援につなげることや、必要に応じてその後の継続的な支援体制を確保する。

○ 産褥期の育児支援や家事援助等については、4に定める支援が特に必要と認められる家庭に対して、一定の目標を設定し相談・支援の一環として実施するものとする。

家事等→家事援助とした方がよい

６．訪問支援者

○　訪問支援の実施者は、中核機関において立案された支援内容、方法、スケジュール等に基づき訪問支援を実施する。

(ｱ) 産後うつ病、育てにくい子ども等複雑な問題を背景に抱えている家庭に対する具体的な育児支援に関する技術指導については、保健師、助産師、看護師、保育士、児童指導員等が実施する。

(ｲ) (ｱ) と併せて実施される育児、家事の援助については、子育てOB（経験者）、ヘルパー等が実施しても差し支えない。

○　訪問支援者は、必要な研修（講習）を受けるものとする。

７．訪問支援者の研修プログラム

○　必要な研修（講習）プログラムについては、各地域の実情に応じて実施するものとし、実施に当たっては、家庭訪問に同行することや援助場面を想定した実技指導（ロールプレイング等）などを組み込み、訪問の内容及び質が一定に保てるよう努める。

　専門資格を有するものについては、各自の専門領域に関する部分については省略しても差し支えないものとする。また、支援経過の中で生じる様々な課題解決については、必要に応じ中核機関による訪問支援者へのフォロー体制を整えることが必要である。

○養育支援訪問事業　訪問支援者研修プログラム例	
事業の意義と目的	「養育支援訪問事業」の意義と目的
傾聴とコミュニケーション	訪問対象者の話を聞くときの留意点とコミュニケーション技術
訪問支援の実際	訪問支援実施の手順と留意事項・訪問に同行する等
守秘義務について	個人情報の保護と守秘義務について
児童虐待の予防について	児童虐待の現状と予防及び具体的な支援
事例検討	支援上の課題がある事例の検討

訪問支援者の具体例についてどこまで書き込むのか

今後は実施を義務づける。ただし、専門職については一部省略可能とする

専門資格を有するものについては、各自の専門領域に関する部分については省略しても差し支えないものとする。

★自治体取組例＜資料１１＞

周産期の母子の健康・子どもの発育と発達

子育て支援に係る資源や制度

母子保健推進員、児童家庭相談担当者・児童福祉司等

訪問支援者の研修は必須となるのか

専門職の場合は研修の必要はないと考えている自治体が多い

専門職に研修は必要ないのか

産後うつに関する研修を受講している自治体が多い

子育て支援に係る資源や制度なども入るとよい

母子保健法に基づく訪問指導との関係がわかりにくい

８．個人情報の保護及び守秘義務

○　事業の実施を通じて、訪問支援者が知り得た個人情報の適切な管理や秘密の保持のため、以下の対応等により万全を期す。

①個人情報の管理や守秘義務についての規定を定め、これを事業の従事者に周知する。

②特に訪問支援者に対しては、個人情報の管理や守秘義務について研修等を行い周知徹底する。

③非常勤職員等の委嘱手続等においては、誓約書等を取り交わすことなど、具体的措置を講じる。

④ネットワークが設置されている場合においては、訪問支援者をネットワークの構成員とし、当該構成員としての守秘義務を課す。

９．委託先について

○　事業の委託先としては、本事業を適切に行う観点から、少なくとも以下の要件を満たすことが必要である。

①必要な研修を受講した訪問者を配置するなど、本事業を適正かつ円滑に遂行しうる人員を有している。

②訪問者に対して、個人情報保護や守秘義務に関する研修を受講させ、本事業に係る個人情報の具体的な管理方法等についても一定の規程を設けるなど、委託に係る事務に関して知り得た個人情報を適切に管理し、秘密を保持するために必要な措置を講じる。

③本事業の対象者の状況に応じて、具体的な援助目標及び援助内容を決定できる等本事業のマネジメントのための体制を確保する。

○　市町村が事業を委託する場合においては、市町村が事業主体としての責任を果たす観点から、委託先との関係について、以下のような点に留意する。

①委託先に対して、市町村からの必要十分な情報提供を行う。

②市町村による委託先の事業実施状況の把握や指導等による適正な事業運営を確保する。

訪問事業ガイドライン素案に関する市町村照会回答について

●市町村照会回答　８７５自治体　（9月１０日まで）

●ガイドラインの影響	市町村の実情にあわせ実施できるようあまり制約のない形のガイドラインを ガイドラインによって市町村の取組が縛られたり支出が増えることには反対 市町村児童家庭相談運営指針の補完となるのか 訪問者が専門職・非専門職とも同じガイドラインは問題ないか

●こんにちは赤ちゃん事業（生後４ヶ月までの全戸訪問事業）

事業実施部署に関すること	母子保健で既に全戸訪問指導している
訪問対象	里帰り先での訪問についての扱いについて明確化してほしい 訪問できなかったときの対応についての記載がわかりにくい 家庭に連絡が取れない時の対応について 転出転入者の扱いについて 対象者を家庭と捉えてよいか　訪問時に父や祖父母が出てくることが多い 訪問以外の状況把握は認められるか　２ヶ月のベビーサロン 県保健所実施の未熟児訪問対象者は対象外としてよいか不明 低出生体重児の保健師訪問も含めてよいか 健診で問題がない家庭は訪問の必要がないのでは
訪問時期	第１子とハイリスク家庭は新生児期、第2子以降は２ヶ月以降と訪問時期を分けるべき
訪問者に関すること	保健師・助産師等の有資格者と無資格者の役割分担を明確に記載することが必要 自治体職員削減の中ではボランティアを活用し数回の訪問で育児不安が落ち着くケースもある 訪問者は保健師がよい　配置が不足している 子育て支援者の訪問で断られたため非専門職の訪問を取りやめた経緯がある 母子保健推進員や母親クラブの訪問は個人情報保護の関係から難しくなっている 初回訪問は推進員２人で訪問している
実施内容	相談は特別な講習や資格が必要で推進員では負担が大きい　有資格者でない場合 心身の状況把握を求めるのは無理
個人情報保護	個人情報に関するトラブル防止のため予め訪問承諾書記入してもらっている 研修をおこなったとしても個人情報保護上市町村職員以外の訪問は難しいのでは
訪問調整	訪問同意を紙面で残しておく必要があるのではないか 事前連絡しない方が訪問しやすい地域もあるので限定しないでほしい 事前連絡は時間と手間　養育環境把握のためにも直接訪問がよい 妊娠届時把握の連絡先では変更が多く確認作業もかなりの事務量で把握困難

養育環境の把握	相談相手の有無を追加 観察項目を示してほしい
ケース対応会議について	既存の会議で対応できるようにしてほしい 担当者で会議開催は日程調整難しいのでケース対応会議と協議会開催を一緒にできるとよい
訪問結果報告について	報告内容に訪問時の説明事項のチェックを入れた方がよい
連携の問題	母子保健と子どもを守る地域ネットワークの連携が課題 児童虐待との位置づけ及び児童相談所との役割分担・連携について明記してほしい 産科医療機関からの情報提供等連携がスムーズに行われることが必要
母子保健法に基づく訪問指導との関係等	母子保健法に基づく訪問指導との関係については効率的事業運営に必須項目で位置づけ必要 母子保健法に基づく訪問との相違点をわかりやすく提示してほしい
研修	訪問者の研修は都道府県で実施してほしい 委嘱者への研修義務化は厳しい 市町村単位で研修プログラム組むことは講師予算上難しい広域や県単位での研修を
研修内容に関すること	非専門職に対して「乳児期の発達や母子の心身の状況の理解」を入れた方がよい 育児に関する悩みと不安の相談はかなりの研修が必要 しっかりとした研修を受けた者が訪問すべき
その他	事業実施に係る事務が増えることへの懸念 委嘱契約書の例示を希望 先進地での具体的な報告事例を掲載すると参考になる 非専門職の場合の訪問時の留意する点についてもう少し詳しく

●養育支援訪問事業

事業内容	母子保健法に基づく訪問指導との関係を明記した方がよい 保健分野との重複についてどのように扱うのか　具体的な体制方法を記載してほしい 適切なサービス提供でニーズの高いものは費用もかかり手続きが煩雑で利用しにくい 居宅以外での移動・助言も含めてほしい 家庭児童相談員と連携して対応している
中核機関	中核機関＝調整機関では市町村の組織によって適切でない場合もあり柔軟にできるように 現状の人的体制では難しい 学齢期以降の支援については母子保健部門で本事業を実施してきたところは児童相談所等との連携した支援体制確保や訪問支援者の確保など実施までの調整が必要 中核機関には人的配置が必要であると明記希望 母子保健が中核機関の具体例希望
対象者	調整機関は福祉事務所で中核機関は健康課であり、同一とすると迅速な対応ができなくなる 短期集中型は保健師が足りない 養育支援を特に必要とする家庭については要保護児童対策地域協議会での進行管理が必要 緊急派遣ケースが多く十分な検討時間がないため、開始後の支援計画の変更が多い 母子手帳妊産婦訪問からのケース掘り起こしが必要

対象者の判断	本人からの訴えがあった場合対象者となるか 妊婦の状況を加えるとよい　妊娠初期からの支援が必要なケースが増えている 未受診者や生活環境に問題がある対象児には子育て支援係と連絡会議 中核機関の役割の中で関係機関として保育所幼稚園を明記要望 母子保健訪問指導や健診にて把握した特に支援が必要な家庭に対して実施 協議会との情報共有 児童相談所・医療機関との連携が必要で連絡票や記録（チェックリスト）が必要
支援の必要性を判断するための一定の指標＜項目例＞	養育者のサポートの有無
支援の経過の把握	ハイリスクと把握しても支援を受け入れないケースへの対応 訪問後の記録、報告の必要性 協議会運営指針における位置づけ整理の必要
支援の終結決定の判断	支援経過の進行管理についてもっと具体的に　フォロー体制などをフロー図で 中期支援型の目安の期間を設けてほしい
訪問支援者	育児家事援助と専門的相談支援は別事業にした方がわかりやすいのでは 養育であれば保育士・ヘルパーとすべきでは　育児支援なら保健師等も考えられる 目的を広義にし、訪問者はあえて明示しない 保健師の継続訪問指導が養育支援訪問事業にあたるか 訪問支援者に専門相談と育児家事支援を求めるのは体制的にもマンパワー的にも無理 保健師増が難しいため研修受講した無資格者が訪問支援できるように 家事育児支援と専門的相談支援のどちらか単独で支援を行う場合がある
研修プログラム	出生率が少ない自治体では研修プログラムを組むことが難しい　県又は管内で研修を 研修内容の均一化を図るため研修は県等が開催するなど加えてほしい 育児支援スタッフの養成が必要 技術が求められとリスクが伴うことから研修会等人材育成体制の検討を 子育ての現状を知る安心して子育てができる社会的環境づくりを研修に
委託先について	委託の体制整備 事業委託について具体的に
その他	物理的条件（駐車場の確保、マンションのオートロック等）での困難 十分な財源支援を

●上記のご意見以外にも質問的な内容のものも多数いただきました

資料 2

訪問事業ガイドライン検討のための自治体取組例

●乳児家庭全戸訪問事業

(1)養育環境の把握項目例

資料① 赤ちゃん訪問カード・訪問時の確認事項（母子保健推進員・児童委員共用）

資料② こんにちは赤ちゃん事業訪問連絡票 （主任児童委員・民生児童委員）

資料③ A訪問指導記録票：助産師・保健師

B訪問記録票：母子保健推進員 （同一市町村で職種別）

資料④ 子育てアンケートと報告書併用例 訪問者（保健師・保育士・母子保健推進員）

(2)訪問者の研修プログラム例

資料⑤ こんにちは赤ちゃん事業研修会 （母子保健推進員）

資料⑥ こんにちは赤ちゃん訪問者養成講座プログラム （市町村推薦者）

●養育支援訪問事業

(3)支援の必要性を判断するための指標例

資料⑦ 厚生労働省 育児支援家庭訪問事業の概要 （図 様式1 様式2 様式3）

資料⑧ 乳幼児虐待予防アセスメント

資料⑨ 要支援家庭アセスメントシート

資料⑩ ハイリスク妊婦アセスメント

(4)訪問支援者プログラム例

資料⑪ 育児支援家庭訪問員研修

赤ちゃん訪問カード

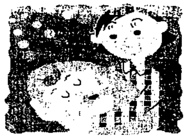

■保健センターより

住　　所			
連絡先TEL			
赤ちゃんの氏名（ふりがな）	（　　　　　　　　）		
生年月日・性別	平　成　　　年　　　月　　　日	男　・　女	
生まれた時の体重		g	
母の名前・年齢	（　　　　歳　）		
☆保健師から訪問の方へ☆			

■訪問者の記録

訪問日		平成　　　　年　　　　月　　　　日
訪問者		母子保健推進員／民生児童委員：氏名　　　　　　連絡先TEL：
1か月健診の様子		受けた　　／　　受けない
訪問時の赤ちゃんの様子		(例)母乳をよく飲む元気な赤ちゃんだった
訪問時のお母さんの様子		(例)ぐずることが多く疲れていた、楽しそうに育児していた
栄養方法		母　乳　・　混　合　・　ミルク
お母さんの心身の様子	産　後	特に変わりない　・　出血が続く　・　意味なく気分が落ち込む　・　イライラする 貧血　・　血圧高め　・　尿（糖　・　蛋白）・　むくみ　・　その他（　　　　　）
今まで健診以外で病院に行きましたか？		はい（　　　　　　　　　　） いいえ
その他お母さんの心配事		
訪問者の感じたこと		

赤ちゃん訪問カード・訪問時の確認事項（母子保健推進員・児童委員共用）　資料①

訪問時の確認事項

子どもの名前＿＿＿＿＿＿（男・女）H　・　・　生　出生体重＿＿＿g

- ☐ 1か月児健診を受けたことを確認したか。
- ☐ 栄養方法を確認したか。（母乳・ミルク・混合）
- ☐ お母さんの体調を確認したか。
  （特に変わりない・出血が続く・意味なく気分が落ち込む・イライラする・貧血・血圧高め・尿（糖・蛋白）
  むくみ・その他（　　　　　　　　）
- ☐ 子どもの健診、育児相談は各保健センターで行っていることを伝えたか。
- ☐ 健診、育児相談のお知らせが1か月前に届くことを伝えたか。
- ☐ 生後3か月からBCGの予防接種を受けることができることを伝えたか。

（その他）

☆○○町　こんにちは赤ちゃん事業☆

連　絡　表

お誕生おめでとうございます。

○○町では、赤ちゃんが誕生したご家庭に、地域の主任児童委員・民生児童委員が訪問して、地域の子育て支援情報をお届けする「こんにちは赤ちゃん事業」を行っています。お伺いする時の参考になりますので、下記太枠内にご記入ください。

この情報を担当の民生児童委員に提供することに同意します。

平成　　年　　月　　日　お名前　　　　　　　　　　　　（続柄　　　　）

記載日　　年　　月　　日		
住所（アパート名も記載してください）	○○町	
連絡先	連絡先（連絡の取れる番号を記載してください） 自宅　　（　　） 携帯①　　（　　） 携帯②　　（　　）	
ふりがな 父母氏名	父	母
赤ちゃんの名前・生年月日	ふりがな　　男・女 年　月　日生　　第　子	
※お家の最寄の目印があれば、記載をお願い致します（訪問しやすくなります）		
※希望の訪問の曜日や時間帯など		
※特記事項（里がえりから戻る時期など）		

☆○○町　こんにちは赤ちゃん事業☆

訪問連絡用紙

訪問日	平成　年　月　日	児氏名	ふりがな
訪問時の赤ちゃんの様子 例）母乳をよく飲む元気な赤ちゃんだった			
訪問時のお母さんの様子 例）・楽しそうに育児をしていた ・ぐずることが多く疲れている様子			
今まで健診以外で病院に行きましたか？ （赤ちゃん・お母さん）	はい いいえ　（　　）		
その他心配事、おかあさんから相談を受けたこと（保健センターに知らせておきたいことがあれば、記入してください） ※不在の場合は訪問日時のみ記入			

担当者：【　　　　　　　　】

A こんにちは赤ちゃん訪問指導記録票　（助産師・保健師）

様式1

ふりがな 児の氏名	平成　年　月　日生(第　子)	父の名前　（　歳）職業 母の名前　（　歳）職業
住所	自宅　電話（　）	
	里帰り先　電話（　）	
養育環境	育児の協力者　有・無 育児の相談者　有・無 住居の状況(アパート・マンション・借家・公営住宅・一戸建て)	家族構成
出生時の状況	出生病院　病院 在胎週数　週　体重　g　身長　cm 治療　なし・あり　(仮死・黄疸・チアノーゼ・けいれん・嘔吐・先天奇形・その他) 処置　なし・あり　(保育器使用　酸素使用　光線療法　その他)	
体重	1ケ月健診 平成　年　月　日(生後　日)　g(　g/日増)　・未受診	
	訪問日　平成　年　月　日(生後　日)　g(　g/日増)	

児の様子		母の様子	
栄養	母乳のみ・混合・人工 母乳　・　回/日 ミルク　ml×　回/日	母乳分泌	良・不良
哺乳力	良・不良	乳房の状態	（　）
便回数	回/日	子宮復古	良・不良
機嫌	良・不良	悪露の性状	（　）
大泉門	開・閉	栄養状態	良・不良
凝視	無・有	休養の状態	良・不良
黄疸	無・有	母の心理状態、その他困っていること	
向き癖	無・有		
湿疹	無・有　部位(　)		
臍部異常	無・有		
筋緊張	良・不良		
四肢運動	良・不良		
開排制限	無・有		

指導事項	指導事項
1 発育・発達 2 栄養(母乳・ミルク)について 3 皮膚の手入れ(湿疹など) 4 排泄(便秘・下痢) 5 抱き方・寝かせ方 6 外気浴・生活リズム 7 事故防止 8 衣類の調節 9 予防接種について 10 健康診査について 11 市の事業紹介・サービス説明 12 その他	1 母乳分泌について 2 育児環境(家族などの協力) 3 家族計画 4 母子手帳の活用 5 育児情報の提供(相談場所・遊び場)
	特記事項

保健師への連絡事項	
継続フォローの必要性	無・有
現在治療中の事柄	無・有(　)
継続フォロー理由	児の身体上の問題　（　） 育児環境上の問題　・育児不安　・養育者の疾患　その他(　)
フォローの方法	地区担当・健康相談・訪問・乳幼児健康相談・4ケ月健診・関係機関連絡・医療機関治療中

電話メモ　担当(　)　備考
電話日　月　日
訪問予定日　月　日

訪問者
入力

B　こんにちは赤ちゃん訪問記録票（太枠内のみ記入）

様式2

訪問日	年　月　日	出生体重　g
1ケ月健診 受けた・受けない 月　日受診	結果で気になることがありましたか はい（1.体重増加が悪い　2.湿疹　3.黄疸が強い　その他(　)）・いいえ	
訪問時の赤ちゃんの様子	湿疹　（なし・あり） ぐずり　(あまり気にならない　・よくぐずる) ねむり　(よく寝る　・　少ししか寝ない　・昼夜逆転） うんち　(よくでている　・　便秘気味)	
栄養	母乳のみ　・母乳とミルク　・　ミルク　（よく飲む　・飲みが少ない）	
お母さんの体調	該当するものに○をつけてください。複数可 1.特に変わりない　2.貧血　3.血圧高め 4.むくみがある　5.出血が続く　6.痛みがある 7気分が落ち込む　8イライラする　9だるい 10 その他　（　）	
育児の協力	困ったときに相談できる人がいる（父・祖母・友人・その他） 父親の育児協力　（満足・　ときどき　・　足りない) 実家のサポート　（十分ある　・　ときどき　・　全くない)	
訪問時のお母さんの印象	育児　(楽しんでいる　・　なんとかやっている　・　疲れきっている) 睡眠　(よくとれている　・　あまりとれていない　・　全然とれていない) 食事　(よく食べられる　・　食べられる　・ほとんど食べられない) 表情　(よく笑う　・　あまり気にならない　・ほとんど変わらない) 外出や散歩　(よくできている　・　ときどきできる　・　全然していない)	
お家の印象	家の中　(片付いている　・気にならない・　片付ける余裕なさそう) 部屋　(明るい　・　気にならない・　閉めきって暗い)	
今まで健診以外で病院に行きましたか? 赤ちゃん　・　お母さん	はい（赤ちゃん　1.湿疹　2.風邪症状　3.熱が出た　4.その他(　)　／　お母さん　1.乳房が痛い　2.出血があった　3.その他(　)）　・　いいえ	
その他心配事、お母さんから相談を受けたこと		
特に保健師による電話や訪問の必要性を感じたかどうか選んでください。 必要性感じた（1.母の強い希望がある　2.育児に対する不安な気持ちが強い　3.赤ちゃんの病気について母親の心配が強い。　4.訪問の様子でとても気になる。　5.その他(　)）　・　必要性感じない		
備考(訪問の受け入れの様子など)		

訪問者　母子保健推進員(　)

継続フォローの必要性　無　有 現在治療中の事柄　無　有(　) 継続フォロー理由　児の疾患　育児不安　その他(　) フォローの方法	入力

赤ちゃんのご誕生おめでとうございます。

少しずつ育児にもなれ、おかあさんとお子さんのペースが出来てきた頃ではないでしょうか。△△市では保健師、保育士または母子保健推進員が、皆さんが元気で楽しく子育てできるようお手伝いしたいと思っています。皆さんが今思っていることなど気軽にお聞かせください。

おかあさん＿＿＿＿＿＿＿＿　赤ちゃん＿＿＿＿＿＿＿＿

1　おかあさんと赤ちゃんは１か月健診を受けられましたか
　おかあさん：受けた　受けない　　赤ちゃん：受けた　受けない

　１か月健診で気になることはありましたか
　おかあさん：はい　いいえ　　赤ちゃん：はい　いいえ
　（　　　　　　　　　）（　　　　　　　　　）

2　産後健診以外で病院に行きましたか（赤ちゃん、おかあさん）
　いいえ　はい（　　　　　　　　　　　　　）

3　おかあさんの体の調子はどうですか
　よい　ふつう　よくない（　　　　　　　　）

4　おかあさんは寝不足ですか
　はい　いいえ
　起床：午前　　：　　就寝：午後　　：

5　おかあさんは食欲がありますか
　ある　ない

6　赤ちゃんの栄養はどのようにしておられますか
　母乳のみ　混合　ミルクのみ

7　赤ちゃんと過ごしていてたのしいですか
　はい　どちらともいえない　楽しくない（　　　　　　）

8　仕事はどうしておられますか
　育休中・妊娠を機に退職・主婦・１年以内に就職予定・その他（　　　　　）

9　退院後どのように過ごされましたか
　里帰りしていた（　か月）　母・義母が手伝いにきてくれた（　　）
　その他（　　　　　　　　　　　）

10　夫や家族は育児に協力的ですか
　いいえ　はい（どなた　　　　　　　）

11　子育てについて心配なこと・相談したいこと・困難なことがありますか
（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

このアンケートは、△△市の母子保健・児童福祉事業以外では使用いたしません。
ご記入いただきありがとうございました。　△△市

健康センター　提出

訪問日　平成　年　月　日
（　か月　日）
訪問担当者

住所	△△市	赤ちゃんの誕生日	H　年　月　日
氏名	母　　　赤ちゃん	電話番号 世帯主	核家族・ 複合家族

※　特別難しい質問は必要ありません。訪問して観察したり、思ったとおりの印象に○をつけ、その他、気づいた事を記入して下さい。

訪問状況	赤ちゃんの様子	よく笑う赤ちゃん ・訪問中ずっと泣いていた ・泣き方に元気がない ・湿疹が多い ・衣服が汚れている感じ ・その他（　　　）
	おかあさんの様子	・元気そう ・疲れている様子 ・寝不足気味 ・表情が固い、暗い、無表情 ・赤ちゃんによく話しかけている ・食欲がない ・神経質な印象を受けた ・家族（夫、両親等）の協力が少ない様子 ・家族みんなで協力して育児をしている様子 ・ほとんど話をしてくれない ・ほとんど赤ちゃんを見ようとしない ・その他（　　　）
	相談・質問を受けたこと	・母乳だけで足りているか心配 ・夜何回も起きて困る ・オムツかぶれや顔・からだの湿疹が治らない ・予防接種について知りたい ・その他（　　　）
	今後	経過　（必要・不必要） ・湿疹がひどいのでみてあげてほしい ・お母さんの無表情が気になる ・その他（　　　） ４か月健診でみてほしいこと
訪問未実施		訪問未実施理由 連絡がつかない・転居・訪問拒否（理由　　　） その他（　　　）
健康センター欄		経過　・不要 ・必要…訪問（　月頃）電話（　月頃）その他（　　　） 担当チェック□

こんにちは赤ちゃん事業研修会

1．目　　的：こんにちは赤ちゃん事業の目的、目標の共通認識を図り、訪問を具体化し、基本的な訪問技術を身につける。
2．目　　標：①こんにちは赤ちゃん事業の目的、目標の共通認識を図る。
　　　　　　②養育者との関係づくりに必要な基本姿勢、対応方法を習得する。
　　　　　　③子育て支援資源の再確認を行い訪問に生かす。
3．対 象 者：母子保健推進員（養成講座修了者含む）　63名　＋　予備日　11名（1月22日現在）
4．会　　場：保健所6階大会議室
5．実施日時：1回目－H２０．２．７（木）９：３０～１２：００　＜予備日＞　２．２０（水）　９：３０～１２：００
　　　　　　2回目－H２０．２．14（木）９：３０～１２：００　＜予備日＞　２．２０（水）１３：３０～１６：００
6．内　　容

1回目（総論編）　　　　司会：藤本

時間		内容	形態・媒体
9：30～9：40	１０分	1．オリエンテーション 2．あいさつ　　目的、期待される効果等	終日講義形式
9：40～10：00	２０分	3．こんにちは赤ちゃん事業に伴う連絡事項 ●事業の流れ ・周知方法 ・実施の時期 ・打ち合わせ会の日程、内容 ・各種書類について ●ブロック内での調整について 委託契約、委託料の支払い、保険等について	資料
10：00～10：30	３０分	4．家庭訪問の心得 ●目的 ・養育者の訴えにじっくり耳を傾け話を聴く ・子育て支援サービスの情報提供 ●訪問時の接遇について ・個人の価値観、子育て観をおしつけない ●コミュニケーション技法について ●個人情報保護について ●感染防止対策について	資料
10：30～10：40	１０分	休憩	
10：40～11：20	４０分	5．子育て支援に関するサービス、社会資源について ●◎◎市のサービス ・子育て支援相談室の事業説明 ・虐待発生予防のための視点 虐待のリスクを持つ家庭の発見	資料
11：20～11：45	２５分	●出産後の手続き ・児童手当 ・乳幼児医療費助成 ・出産育児一時金 ●◎◎市保健所の保健サービス ・赤ちゃんセット等 ●地域の社会資源について ・保育園 ・地域子育て支援センター ・ファミリーサポートセンター等	資料
11：45～12：00	１５分	質疑応答 次回のお知らせ	

2回目（実践編）

時間		内容	形態・媒体
9：30～9：40	１０分	1．オリエンテーション	ブロックに分かれる 2人組
9：40～10：10	３０分	2．家庭訪問の手順、留意事項 ●電話による事前連絡 （自己紹介、訪問日の調整、キャンセル時の連絡先等） ●訪問先の住所を地図で確認 ●訪問時必要物品の準備 ●訪問時の流れ ●留意事項	
10：10～11：20 途中休憩１０分	７０分 休憩 １０分 含む	3．ビデオ視聴（訪問の実際） ロールプレイの実際 2人組みで実践練習 ①　電話による事前連絡 ②　訪問 ・実習後、受講生の前で発表 ・意見交換	
11：20～11：40	２０分	4．訪問記録について	
11：40～11：55	１５分	5．質疑応答 まとめ	

こんにちは赤ちゃん訪問者養成講座プログラム

1　目的

乳児を持つ子育中の家庭を訪問実施することで、育児の孤立化防止及び育児不安の軽減を図る。
また、地域の情報を提供する事により、地域での子育て支援を図る。
更に、サービスに必要な諸制度等を習得するとともに、基本的な訪問技術を身につける。

2　対象者

こんにちは赤ちゃん訪問事業の実施者で市町村よりの推薦者

3　初回研修プログラム（2日間）

	日　時	内　　容	
1日目 2008/4/21(月)	9:45	オリエンテーション	
	10:00	こんにちは赤ちゃん事業の概要について	
	11:00	母子保健、福祉の制度について （社会資源等を含む）	
	12:00	昼食	
	13:00	赤ちゃんの発育・発達について	
	14:00	こんにちは赤ちゃん訪問事業 ―面接に入る前に― グループワーク	
	～16:00	ロールプレイ	
2日目 2008/4/22(火)	10:00	個人情報の保護について	
	12:00	昼食	
	13:00	産後の健康管理 について	
	14:00	こんにちは赤ちゃん訪問事業 ―面接技法について― ロールプレイ グループワーク 全体の質疑応答	
	16:00	研修のまとめ	
	16:30	修了証書の授与	

4　フォロー研修（訪問実施後）

	日　時	内　　容	
3日目 （予定） 2008/7/25(金)	10:30	情報交換（訪問実践してのケース支援） グループワーク	
	12:00	昼食	
	13:00	コミュニケーションの技法について グループワーク	
	15:30 ～16:00	まとめ	

参考図：児支援家庭訪問事業フロー図（イメージ）

1. 一定の指標を用いて、養育支援の必要の可能性があると思われる家庭を様々な関係機関を通じて把握する

子育て家庭と接点のある市町村窓口（**様式１参照**）
把握可能な担当窓口例：
- 児童扶養手当の申請窓口
- 保育所の入所申請窓口
- 乳幼児医療申請窓口
- 生活保護申請窓口
- 転入受付窓口

市町村保健センター等
母子保健事業において、子育て家庭と接点がある事業例：
- 新生児訪問
- 乳幼児健診
- 乳幼児健診未受診者

児童相談所・保健所
子育て家庭と接点がある事業例：
- 児童相談所の各種養育相談
- 保健所の
  未熟児養育医療
  育成医療
  小児慢性特定疾患

関係機関例
- 医療機関
- 民生児童委員
- 電話相談
- 保育所
- 地域子育て支援センター

2. 中核となる機関（以下中核機関）を定め、当該中核機関は、訪問や関係機関からの情報等により、養育支援の必要の可能性があると思われる家庭に関する情報収集を実施する（**様式２参照**）
＊より的確な判断のためには、保健・福祉等の専門職が訪問することが望ましい
＊上記１の情報で訪問支援を要する蓋然性が高いと判断された場合、訪問支援のためのアセスメント等に必要な家庭の養育状況を把握する目的の初回訪問も、本事業に基づき実施するものとして差し支えない

既存の一般子育て支援サービスの紹介だけでなく、訪問支援の必要性があると考えられる場合

既存の一般子育て支援サービスを紹介することで対応できる場合

3. 中核機関が、２の訪問等により得られた情報に基づいてアセスメントし、その結果により適切な支援の内容、方法、スケジュール等について立案する（**様式３参照**）　＊補助対象

本事業に基づく訪問支援が必要な場合

本事業に基づく訪問支援が必要でない場合

4. 立案された支援の内容、方法、スケジュール等に基づいた訪問支援を実施する　＊補助対象

5. 訪問支援者が中核機関に支援の内容、結果を報告し、その報告を元に中核機関が訪問支援の評価を行う

5-1. 訪問支援の継続の必要性があると中核機関が判断した場合

5-2. 訪問支援を終了し、既存の一般子育て支援サービスを紹介することで対応できると中核機関が判断した場合

一般子育て支援サービス等による継続的支援
例）
- 保育所入所
- 一時保育
- 特定保育
- ショートステイ
- トワイライトステイ
- 病後児保育
- つどいの広場
- 育児等健康支援
- 乳幼児健診
- ファミリーサポート
- 訪問看護
- NPOによる子育てサービス　等
- その他障害児施策　等

＃育児支援家庭訪問事業を実施する市町村にあっては、要保護児童対策地域協議会（以下協議会）を設置し、関係各機関は協議会に加入し、情報共有の円滑化を図ることが原則。その場合、本事業の中核機関は協議会の調整機関が行い、情報の一元管理を行うことで事業の効果的な運用を行うことを想定している

様式1

[NO.　] 子育て家庭に接点のある行政窓口において意識してほしい養育支援が必要となりやすい要素の例

Ⅰ.来所家庭基本情報

1)情報提供窓口:　　　　　　　　　内線:　　　　　　　　担当者名:

2)窓口来所理由:

3)養育者住所:　　　　　　　　　　　　　電話番号:

4)養育者氏名:　　　　　　　　　生年月日:
子どもから見た続柄:　母・父・継母・継父・その他

5)来所時同伴者:　こども　あり・なし　配偶者　あり・なし　祖父母　あり・なし

6)子どもの所属機関:　あり(　　　　　　　) 保育園・幼稚園等・その他(　　　　　　)・なし

Ⅱ.養育支援が必要となりやすい要素

			項　　目	該当あり	備考
観察項目	子どもの状況	1	極端にやせている、又は極端に太っている		
		2	乱暴な行動		
		3	極端に落ち着きがない		
		4	傷、やけど、打撲等のあざが多い		
		5	不潔な衣服		
		6	極端におびえている、又はべたべたと他人にくっつく		
		7	その他(　　　　　　　　)		
	養育者の状況	8	極端に暗い(沈んだ様子)		
		9	アルコールのにおいがする		
		10	打撲等のあざが多い		
		11	子どもに無関心		
		12	人前で大声を出して怒り子どもを叩く		
		13	その他(　　　　　　　　)		
*書類上把握された項目	*家庭の状況	14	養育者の年齢　父親・母親いずれかが10代		
		15	ひとり親		
		16	経済不安		
		17	双子・三つ子等を出産して1年以内		
		18	養育者の病気		
		19	子どもの数が4人以上		
		20	その他(　　　　　　　　)		

*この項目に関しては、上記観察項目に該当する情報がある場合において、併せて情報提供を行う

***『養育支援の必要となりやすい要素』の例示はあくまでも情報の断片であり、仮にこれらの要素を有していたとしても、直ちに養育支援が必要な家庭であると判断することはできない。**

#下記のように明らかに虐待の疑いがある場合は、福祉事務所または児童相談所に通告

項目	虐待の内容
身体的虐待	外傷:打撲傷、あざ(内出血)、骨折、頭部外傷、刺傷、火傷等　暴行:首を絞める、殴る、蹴る、投げ落とす、熱湯をかける、溺れさせる等
性的虐待	子どもへの性交、性的暴行、性的行為の強要・教唆、性器や性交を見せる、ポルノグラフィーの被写体などに子どもを強要する
ネグレクト	家に閉じこめる、医療ネグレクト、乳幼児を残したまま外出する、車に放置する、子どもにとって必要な情緒的欲求に応えていない、食事・衣服・住居などが極端に不適切で、健康状態を損なうほどの無関心・怠慢
心理的虐待	言葉による脅かし、脅迫、無視、拒否的態度、他のきょうだいとは著しく差別的な扱いをする

様式2　　[NO.　] **支援の必要性を判断するための一定の指標(例示) ・情報集約のための様式**

1-1.養育者氏名:　　　(生年月日)　年　月　日(続柄　　)　1-2.養育者氏名:　　　(生年月日)　年　月　日(続柄　　)

2. 児童氏名:　　　(生年月日)　年　月　日(　歳)　4.記入日:平成　年　月　日　作成者:　　　(所属　:　　　)

3. 住所:　　　連絡先TEL :

A	B	C	D	E	F	G	G	H
5.情報提供機関	状況確認	からの窓口シート	医療機関からの情報	保健センターからの情報	保育所・幼稚園・学校、からの情報	からの情報	からの情報	事前訪問での情報
6.情報入手日	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)	(／)
7.確認状況 / 8.項目	心配該当・未確認	該当あり・不明	心配ない・心配・不明	心配ない・心配・不明	心配ない・心配・不明	心配ない・心配・不明	心配ない・心配・不明	心配ない・心配・不明

区分	No.	8.項目	9.養育支援が必要となりやすい要素	10.状況認識 状況認識においては、期待できる要素(親族の支援や前向きな感情等)についても記載する。
子どもの状況	①	発育・発達	・身長増加不良　・体重増加不良 ・発達のおくれ　・ことばの発達の著しいおくれ　・発達のアンバランス・その他(　　)	子どもの状況認識:
	②	健康状態・身体症状	・不潔　・不自然なけがやあざ　・慢性疾患、障害　・重度のアトピー、喘息(アレルギー疾患) ・その他(　　)	
	③	情緒の安定性	・表情が乏しい、無表情　・夜尿、遺尿、失禁が多い　・眠りが浅い、夜泣き　・うつ的、活気がない　・緊張が高い・その他(　　)	
	④	問題行動	・多動　・乱暴　・自傷行為 ・不登校　・暴力　・万引き　・家出　・虚言　・年齢不相応な性的な興味関心、言動　・急激な学力低下・その他(　　)	
	⑤	基本的な生活習慣	・年齢相応の基本的な生活習慣が身についていない　・年齢に不相応な行儀の良さ ・その他(　　)	
	⑥	関係性	・養育者との関係(なつかない、拒否、おびえる、服従、萎縮)　・視線を合わせない　・家に帰りたがらない　・誰とでもべたべた　・身体接触を極端にいやがる　・同年代の子どもと遊べない　・孤立・その他(　　)	
養育者の状況(続柄記入)	⑦	健康状態等	・疾患(身体、精神)　・障害(身体、知的、精神)　・依存症(薬物、アルコール)　・うつ的　・慢性的ストレス状態　・その他(　　)	養育者の状況認識:
	⑧	性格的傾向	・よく怒る　・攻撃的　・衝動的　・体罰の容認　・感情不安定　・自己中心的　・社会的未熟な性格 ・その他(　　)	
	⑨	日常的世話の状況	・衣食住の世話をしない　・事故が多い　・健診、予防接種を受けさせず　・しつけせず　・子との関わり少ない　・その他(　　)・過度のしつけ	
	⑩	養育能力等	・発達理解がない　・育て方がよくわからない　・家事能力が低い　・依存的　・育児不安が強い ・育児しようとせず　・その他(　　)	
	⑪	子どもへの思い・態度	・かわいいと思えない　・受容がない　・きょうだいで差別する　・イライラする　・拒否的　・無関心 ・過干渉　・権威的　・その他(　　)	
	⑫	問題認識・問題対処能力	・こどもや養育上の問題の認識(自覚)がない　・こどもを守れない　・子どもの状況より親の欲求を優先　・共感性が乏しい　・虚言癖　・危機の解決できず　・ストレス解消できず　・その他(　)	
養育環境	⑬	夫婦・家族関係	・夫婦不和、対立　・家族不和、対立　・夫婦間暴力　・家庭内暴力・その他(　　)	養育環境の状況認識:
	⑭	家族形態の変化	・離婚、死別、別居　・同居、内縁、再婚　・一人親等・その他(　　)	
	⑮	養育者との接触度	・児は在宅で養育者とのみいる時間が長い・その他(　　)	
	⑯	きょうだい関係	・きょうだいに疾患、障害あり　・きょうだいが多い(多子)・その他(　　)	
	⑰	居住状況	・不衛生　・居室内の著しい乱れ　・転居をくりかえす　・住所不定・その他(　　)	
	⑱	労働状況	・定職なし、失業中　・働く意志がない　・職を転々とする　・不規則な就業時間　・就労によるストレス(疲労)・その他(　　)	
	⑲	経済状況・経済基盤	・経済不安あり　・生活苦　・計画性の欠如(ギャンブル、借金等)・その他(　　)	
	⑳	地域社会との関係	・親族からの孤立、対立　・近隣、友人からの孤立　・育児援助者がいない　・相談出来る人がいない　・その他(　　)	
非変動環境	㉑	妊娠・分娩状況	・望まない妊娠　・妊婦健診未受診での分娩　・出産後精神疾患(マタニティ・ブルーズ、産後うつ等)　・その他(　　)	非変動環境の認識:
	㉒	児の出生状況	・低出生体重児　・多胎　・先天性の疾患等　・その他(　　)	
	㉓	養育者との分離歴	・出産後の長期入院(分離)・子どもとの分離(施設入所等)　・養育者が一定しない ・その他(　　)	
	㉔	養育者の年齢	・第1子出生時十代の親　・その他(　　)	
	㉕	養育者の生育歴	・養育者自身の被虐待歴　・親から愛されなかった思い　・親との対立　・厳格な親に育てられた ・その他(　　)	

11.初回情報提供機関

(／)　〔担当:　　〕
継続支援の関わり: 有 ・ 無

12.情報確認した機関

(／)　〔担当:　　〕
継続支援の関わり: 有 ・ 無

(／)　〔担当:　　〕
継続支援の関わり: 有 ・ 無

(／)　〔担当:　　〕
継続支援の関わり: 有 ・ 無

(／)　〔担当:　　〕
継続支援の関わり: 有 ・ 無

(／)　〔担当:　　〕
継続支援の関わり: 有 ・ 無

処遇方針

13.状況判断(　／　):

14.対応判断(　／　):
①児童相談所へ通告
②関係者会議の開催が必要
③状況把握のための訪問が必要
④一般子育て支援サービス
a)現在利用中
(　　　)
b)紹介
(　　　)

15.上記決定事項に対する対応内容

様式3　　　　[NO.　]　**支援の必要性を判断するための一定の指標(例示)に基づく、支援計画の立案・実施状況に関する様式**

1-1.養育者氏名:　　　　続柄:　　　(生年月日)　年　月　日(　　)歳

1-2.養育者氏名:　　　　続柄:　　　(生年月日)　年　月　日(　　)歳

2.児童氏名:　　　　続柄:　　　(生年月日)　年　月　日(　　)歳

3.住所:　　　　連絡先TEL:

4.記入日:平成　年　月　日　作成者:

(所属　　　　　　　)

5.項目			6.養育支援が必要となりやすい要素の要約		7.総合判断
子どもの状況	①	発育・発達			子どもの状況総合評価:
	②	健康状態・身体症状			
	③	情緒の安定性			
	④	問題行動			
	⑤	基本的な生活習慣			
	⑥	関係性			
養育者の状況	⑦	健康状態等	養育者1(　　)	養育者2(　　)	養育者の状況総合評価:
	⑧	性格的傾向			
	⑨	日常的世話の状況			
	⑩	養育能力等			
	⑪	子どもへの思い・態度			
	⑫	問題認識・問題対処能力			
養育環境	⑬	夫婦・家族関係			養育環境総合評価:
	⑭	家族形態の変化			
	⑮	養育者との接触度			
	⑯	きょうだい関係			
	⑰	居住状況			
	⑱	労働状況			
	⑲	経済状況・経済基盤			
	⑳	地域社会との関係			
非変動環境	㉑	妊娠・分娩状況			非変動環境総合評価:
	㉒	児の出生状況			
	㉓	養育者との分離歴			
	㉔	養育者の年齢			
	㉕	養育者の生育歴			

8 調査訪問結果	訪問者: 訪問の受け入れ〔受容的・消極的〕

10.家族構成

9.期待できる地域の人材や社会資源

現在のサポート状況:

今後期待できるサポート:

例:同居家族・祖父母・友達・養育者のきょうだい・近所の人等

11.総合的所見・判断(　／　)

※児童相談所への通告の必要性【 なし ・ あり (　／　)連絡】

12.養育支援計画と役割分担　　支援計画(　／　)作成

	a.支援の必要な部分	b.何を行うか	C.誰が行うか	d.どのような方法で	e.いつまでに	f.実施結果	g.実施後の状況
子どもへの支援							
養育者への支援							
養育環境への支援							

＊中核機関担当者氏名　　　＊訪問支援者氏名:　　　連絡先:

氏名:	記入者:　（所属　）	記入回数:　回目
受理:　年　月　日	関わり開始:　年　月　日	記入日:　年　月　日

重症度:□最重度　□重度　□中度　□軽度　□疑い　□ハイリスク

乳幼児虐待リスクアセスメント指標

対象は就学前乳幼児。養育者は虐待者、非虐待者の両方。リスクの該当項目にすべて○をつける。○がついた項目のうちでより高いリスクの項目を評価し、項目欄の左欄に○をつける。把握できない場合は不明欄に○を、児の状態等で記入できない項目は非該当とし空欄のままにする。リスクが中くらい以上の項目が多いときは虐待の重症度が高い。不明の項目が多いときも重症度が高いおそれがある。

	評価項目		高いリスク		中くらいのリスク		低いリスクまたはリスクなし	不明
子ども	1 虐待の継続		慢性		ときどき			
	2 年齢		2歳以下		3歳以上			
	3 出産状況		多胎		低出生体重児		単胎	
	4 分離歴		親子分離歴あり				なし	
	5 身体状況		骨折　頭腹部、顔面、性器の外傷 首を絞められる等重大な影響の危惧		小さい傷がある　たたかれている		該当なし	
	6 発育状態(身長・体重)		-2SD以下または50%ﾀｲﾙ以上の低下		発育不良　成長発育曲線から低下		該当なし	
	7 ケア等の状態		ケアされていない　放置 健診すべて未受診		左記の傾向あり・時々あり		特に問題なし	
	8 健康状態		慢性疾患　身体障害あり				該当なし	
	9 発達状態		月齢、年齢相当でない				月齢、年齢相当	
	10 親との関係		あやしても笑わない　抱かれても反り返る 希薄(よそよそしい)　萎縮する　なつかない 服従する		左記の傾向あり・時々あり		該当なし	
	11 情緒問題		無表情　よく泣く　視線が合わない おびえ　不安　暗い　攻撃的　遊べない 感情ｺﾝﾄﾛｰﾙできず　誰にでもﾍﾞﾀﾍﾞﾀ		左記の傾向あり・時々あり		該当なし	
	12 問題行動		拒食　過食　異食　自傷　多動　かみつく 弄便　遺糞　夜遺尿　盗み　徘徊　虚言 抜毛　性的言動		左記の傾向あり・時々あり		該当なし	
養育者	13 虐待の認識度		虐待行為を認めない 虐待行為を認めるが躾と言い訳する		虐待行為を認め、一定の改善ができる		虐待行為を認め、改善ができる	
	14 精神状態		精神症状による自傷他害がある 未治療・治療効果の上がらない疾患あり 強いうつ及び強迫状態		左記の傾向あり 不安傾向あり		該当なし	
	15 性格等の問題		衝動的　暴行歴あり　共感性欠如		左記の傾向あり 未熟(わがまま、依存的)		該当なし	
	16 依存症の問題		ｱﾙｺｰﾙ、ｷﾞｬﾝﾌﾞﾙ等の問題あり ｼﾝﾅｰ覚せい剤等乱用の疑い				なし	
	17 虐待歴		本児きょうだいへの虐待歴(不明含) きょうだいの不審死		過去に説明の曖昧な怪我あり 虐待歴の疑いあり		なし	
	18 被虐待歴		被虐待歴あり　愛されなかった思い				なし	
	19 妊娠状況		望まぬ妊娠		第1子若年出産		該当なし	
養育状況	20 子への感情・態度		子を拒否・受容がない　きょうだい間での不平等な扱い　体罰の容認		左記の傾向あり 気持ちはあるが一貫しないしつけ		該当なし	
	21 育児(ケア)の問題		育児しない・できない　極度の不潔 医療を受けさせない		左記の傾向あり　育児知識の不足　事故防止・監督不十分　育児負担あり		該当なし	
	22 家事の問題		衣食住に重大な問題がある		料理・清潔・家計のやりくりに問題がある		該当なし	
	23 子を守る人的資源		子は在宅で虐待者がほとんどみている		子どもは在宅だが他にも養育者がいる 保育所等社会資源の利用		常に他の養育者の目がある	
	24 家庭内非虐待者の態度		非虐待者がいない　虐待を認めない 傍観している		気づいているが子を守れない		子を守れる	
家庭・環境	25 夫婦・家族関係		断絶　混乱・対立　不和　暴力 家族の変化		夫婦間の不満　ひとり親家庭　親との対立		該当なし	
	26 経済状況		生活が経済的に苦しい 経済基盤が不安定		やや苦しい　計画性が乏しい		該当なし	
	27 居住状況		不衛生、不適切な居住状況 転居を繰り返す		左記の傾向あり　時々あり		該当なし	
	28 相談できる人・機関		地域で孤立　親族と対立		少しサポートがある		援助あり	
	29 援助協力度		援助の拒否　家の中に入れない 問題意識がない		時により態度が変わる		協力する SOSが適切に出せる	
	計		個		個		個	

その他大きい要因となっている状況（　　　　　　　　　　　　　　　　）

虐待を機械的に判断するのではなく、保健師自身の感性による虐待を見る「目」を育てよう！
乳幼児虐待リスクアセスメント指標の項目を認識することにより、親子の背景なども理解しやすくなりますよ！

保健分野の乳幼児虐待リスクアセスメント指標の使用方法

1 重症度判断を行っておくこと
2 高いリスク、中くらいのリスク項目が多いときは、虐待の通告を検討する
3 在宅援助を支援する場合は、親子の状況把握のために定期的に記入し、客観的に援助を評価していく。
※この指標は虐待の判断ではない 臨機応変なアセスメントが大切！

注意！
乳幼児虐待リスクアセスメント指標の数に頼りすぎないこと！

乳幼児虐待リスクアセスメント指標

	評価項目		高いリスク		中くらいのリスク		低いリスクまたはリスクなし	不明
子ども	1 虐待の継続	○	慢性		ときどき			
	2 年齢		2歳以下	○	3歳以上			
	3 出産状況		多胎		低出生体重児	○	単胎	
	4 分離歴		親子分離歴あり				なし	○
	5 身体状況	○	骨折 頭腹部、顔面、性器の外傷 首を絞められる等重大な影響の危惧		小さい傷がある たたかれている		該当なし	
	6 発育状態(身長・体重)		-2SD以下または50%タイル以上の低下		発育不良 成長発育曲線から低下	○	該当なし	
	7 ケア等の状態		ケアされていない 放置 健診すべて未受診	○	左記の傾向あり・時々あり		特に問題なし	
	8 健康状態		慢性疾患 身体障害あり			○	該当なし	
	9 発達状態	○	月齢、年齢相当でない				月齢、年齢相当	
	10 親との関係		あやしても笑わない 抱かれても反り返る 希薄(よそよそしい) 萎縮する なつかない 服従する	○	左記の傾向あり・時々あり		該当なし	
	11 情緒問題	○	無表情 よく泣く 視線が合わない おびえ 不安 暗い 攻撃的 遊べない 感情コントロールできず 誰にでもベタベタ					
	12 問題行動		拒食 過食 異食 自傷 多動 かみつく ※1 弄便 遺糞 夜遺尿 盗み 徘徊 虚言 抜毛 性的言動		左記の傾向あり・時々あり	○	該当なし	
養育者	13 虐待の認識度	○	虐待行為を認めない 虐待行為を認めるが躾と言い訳する		[illegible]ができる		虐待行為を認め、改善ができる	
	14 精神状態	○	精神症状による自傷他害がある 未治療・治療効果の上がらない疾患あり 強いうつ及び強迫状態		左記の傾向あり 不安傾向あり		該当なし	
	15 性格等の問題		衝動的 暴行歴あり 共感性欠如 ※2		左記の傾向あり 未熟(わがまま、依存的)		該当なし	
	16 依存症の問題		アルコール、ギャンブル等の問題あり シンナー覚せい剤等乱用の疑い				なし	
	17 虐待歴		本児きょうだいへの虐待歴(不明含) きょうだいの不審死	○	過去に説明の曖昧な怪我あり 虐待歴の疑いあり		なし	
	18 被虐待歴	○	被虐待歴あり 愛されなかった思い				なし	
	19 妊娠状況		望まぬ妊娠		第1子若年出産	○	該当なし	
養育状況	20 子への感情・態度	○	子を拒否・受容がない きょうだい間での不平等な扱い 体罰の容認		左記の傾向あり 気持ちはあるが一貫しないしつけ		該当なし	
	21 育児(ケア)の問題		育児しない・できない 極度の不潔 医療を受けさせない	○	左記の傾向あり 育児知識の不足 事故防止・監督不十分 育児負担あり		該当なし	
	22 家事の問題		衣食住に重大な問題がある	○	料理・清潔・家計のやりくりに問題がある		該当なし	
	23 子を守る人的資源		子は在宅で虐待者がほとんどみている	○	子どもは在宅だが他にも養育者がいる 保育所等社会資源の利用		常に他の養育者の目がある	
	24 家庭内非虐待者の態度	○	非虐待者がいない 虐待を認めない 傍観している		気づいているが子を守れない		子を守れる	
家庭・環境	25 夫婦・家族関係	○	断絶 混乱・対立 不和 暴力 家族の変化 ※3		夫婦間の不満 ひとり親家庭 親との対立		該当なし	
	26 経済状況	○	生活が経済的に苦しい 経済基盤が不安定		やや苦しい 計画性が乏しい		該当なし	
	27 居住状況		不衛生、不適切な居住状況 転居を繰り返す	○	左記の傾向あり 時々あり		該当なし	
	28 相談できる人・機関	○	地域で孤立 親族と対立		少しサポートがある		援助あり	
	29 援助協力度		援助の拒否 家の中に入れない 問題意識がない	○	時により態度が変わる		協力する SOSが適切に出せる	
	計		12 個		9 個		5 個	

(吹き出し)
- ネグレクトは慢性の状態
- 回数や頻度は問わない
- 長期入院、施設入所、親以外の養育者等
- 「身体状況」が「高いリスク」の場合は、虐待最重度で分離が必要な状態
- 不明が多いときも、関係性のとりにくさを表し、重症度が高いおそれがある
- 「慢性疾患」服薬の管理や生活上の配慮などを必要とする場合にチェックする
- 「よく泣く」は虐待のきっかけとなることが多い。「誰にでもべたべた」は安定していない人間関係により起こる行動と考えられ、虐待による情緒問題として重要
- 「自傷」は頭を打ち付ける行為も含む。「性的言動」は性的虐待のサインとして重要
- 子への対応より飲酒やギャンブルが優先するなど
- 一人親家庭も含む
- 生活時間帯に虐待者以外の大人がいること。虐待を止められるかは問わない
- 実際の収入の多寡に関わらず判断する
- やりくりできない 借金あるのに通販や訪問販売で無計画に購入する
- 両親の片方だけとの対立も含む
- 「健診全て未受診」は入院・疾病による未受診は含まない。予防接種全て未接種は含む。
- 「無表情」は「あやしても笑わない」も含む。「おびえ」は夜驚、白昼夢、悪夢、過度の警戒(凍りついたような凝視)「攻撃的」は乱暴、反抗、激しい怒り、いじめ、動物いじめたり玩具壊す
- 「虐待行為を認めない」は、「傍観している」「無視している」等の消極的荷担も含む
- 「精神症状による自傷他害がある」は医療の有無に関わらず養育者の状態で判断する
- 「被虐待歴」は養育者が主観的にとらえていることでよい
- 「子を拒否・受容がない」は具体的行動を指す言葉でなく、主観で記入可
- 食生活に重大な問題がある、家事が全く出来ない
- 「不衛生・不適切」水道、ガス、電気がとめられている、家中ごみだらけなど
- 保健師含めた支援機関に対する協力度

高いリスクが12個以上(うち子どもに5個以上)のときは、重症度が重度であることが多い

※12 問題行動
「拒食」ミルクを飲まないことも含む
「過食」食べ方(ガツガツ食べる)や1回に食べる量が多い等も含む
「異食」壁や土などを食べる
「自傷」頭を壁やベッドに打ち付ける。指・手・腕を噛んだりする。
「弄便」自分の便を口に入れたり、壁になすりつける
「遺糞」パンツの中に便をしてしまう
「夜遺尿」夜尿がある パンツに尿を漏らしてしまう

※15 性格の問題
「衝動的」すぐイライラとし、カーッとなりやすく自制心を失うことがある。すぐに手がでる。暴力的
「共感性の欠如」子が泣いたりしたとき、その意味をくみ取ろうとしていない、くみ取れない。子の要求を予測したりすることが出来ない。子の発達に相応しない過度の要求をする
「未熟・(わがまま、依存的)」自己中心的な行動をとる。子と対等にTVゲームに等の取り合いをする(暴力的に奪う)等大人気ない行動。ヒステリックな言動
「暴力」は子どもに及んだり、暴力を見る心理的影響
「家族の変化」は同居者が増える、大家族から核家族になる等

※25 夫婦・家族関係
「断絶」別居、単身赴任等夫婦間の交渉が全くない
「混乱・対立」離婚等に至るときの緊張した状態
「不和」夫の育児参加や精神的サポートがない
「暴力」は子どもに及んだり、暴力を見ることによる心理的影響
「家族の変化」は同居者が増える、大家族から核家族になるなど

【資料4】

（関係機関用）

要支援家庭チェックシート

＜作成日＞　平成　　　年　　　月　　　日
＜作成者＞　機関名
　　　　　　氏　名

養育者氏名	父　　　生年月日　　　（年齢　　　）	母　　　生年月日　　　（年齢　　　）		
児童氏名	生年月日　　　（年齢　　　）	児童の所属	幼・保・小・中・高（　　　年）	
住　所		連絡先電話		

1．虐待の有無（虐待と思われる場合・虐待が疑われる場合は、必ず記入してください。）

虐待の種別（該当するものに○をつける）		虐待と思う（疑う）状況等	虐待していると思われる人
1	身体的虐待		父　・　母　・　その他（　　　　　）
2	性的虐待		父　・　母　・　その他（　　　　　）
3	ネグレクト		父　・　母　・　その他（　　　　　）
4	心理的虐待		父　・　母　・　その他（　　　　　）

2．支援が必要と思われる状況の判断（虐待ではないが支援が必要な家庭と判断した場合は記入。1を記入した場合は必ず記入すること。）

区　分		支援が必要となりやすい要素（例）	リスク有	リスク無	不明	具体的な状況等（「リスク有」に○を付した場合に記入）
子どもの状況	年齢	1歳未満（乳児）				
	出生状況	多胎　先天性の異常・障害　低出生体重児　等				
	発育	身長増加不良　体重増加不良　極端に太っている　等				
	健康状態・身体状況	慢性疾患　心身障害あり　虚弱（喘息、湿疹など）　傷・火傷・痣が多い　等				
	発達障害	遅れ（精神発達・行動面も含む）、発達等の疑いもあり　等				
	情緒行動問題	無表情 乱暴 多動 過度のスキンシップを他の大人に求める 親の関わりによる問題あり 年齢不相応な性的興味あり 等				
	基本的な生活習慣	年齢相応の基本的な生活習慣が身についていない　年齢に不相応な行儀の良さ　朝食を食べていない　等				
	乳児期の問題行動※	母乳・ミルクを飲まない　よく泣く　寝つきが悪い　あやしても笑わない　いつも機嫌が悪い　等				
	幼児期の問題行動※	集団になじめない 落ち着きがない 噛みつき行動 万引等				
	学齢期以降の問題行動※	引きこもり　不登校　家庭内暴力　非行（万引・家出・喫煙など）　摂食障害　等				
	養育者との関係	拒否感　怖がる　なつかない　萎縮する　顔色をうかがう　家に帰りたがらない　等				
養育者の状況	生育歴	被虐待歴　親に愛されなかった思い　親への拒否感　等				
	妊娠歴	予定外の妊娠・出産（望まぬ思い）　若年の母（第1子を10代で出産）等				
	健康状態・身体状況	慢性疾患　病弱　肩こり・腰痛（不定愁訴も含める）等				
	嗜癖・依存	アルコール・薬物等への依存・乱用（疑い）　ギャンブル　摂食障害等への依存行動　等				
	精神状態・知的能力	精神状態で子どもを傷つける危惧　うつ的・脅迫的な行動　育児ノイローゼ　知的な遅れが疑われる　等				
	性格状態	攻撃的　衝動的　共感性の欠如　思い込みが激しく融通が利かない　自己中心的　自信がない　虚言癖　等				
	子どもへの思い・態度	かわいいと思えない　受容がない　きょうだいで差別　イライラする　拒否的　無関心　過干渉　権威的　等				
	日常的な世話の状況	衣食住の世話をしない　事故が多い　健診・予防接種を受けさせず　しつけせず　夜間放置している　等				
	育児・養育行動	厳しい体罰　発達の理解ない　育児・養育しようとしない　医療を受けさせない　育児・養育能力の不足　等				
	問題への対処	危機の解決できず　ストレス解消できず　問題に気づかない　子どもを守れない　子どもより親の欲求を優先　等				
	家事能力	家事能力の不足　家事の負担感　等				
	公的機関の支援	拒否　無視　訪問できず　等				
養育状況	家族・親族関係	親・親族との対立（支援なし）要介護の親と同居　等				
	夫婦関係	夫婦間暴力（DV）　夫婦間で対立・混乱　夫婦間の不満　等				
	家族形態	離婚・死別・別居　ひとり親　内縁関係　再婚　等				
	親子関係	再婚等による連れ子の存在あり　養子縁組　養育家庭　等				
	きょうだい関係	きょうだいが多い　きょうだいに疾患・障害あり　等				
	子どもとの接触度	子は在宅で、主な養育者とのみいる時間が長い　等				
	分離歴	諸事情により長期間親子が離れて生活したことがある（入院、施設等入所、親戚宅等）				
	就労状況	定職なし　失業中　働く意思なし　職を転々とする　不規則な就業時間　就労によるストレスあり　等				
	経済状況・経済基盤	不安定　苦しい　失業中　生活保護　借金　等				
	居住状況	不衛生 居室内の著しい乱れ 転居を繰り返す 住所不定 等				
	周囲とのつながり・支援体制	地域で孤立　育児支援者がいない　相談できる人がいない　隣人・周囲とのトラブルあり　等				
その他						

（注意1）※「問題行動」欄は、対象児童の年齢に該当する確認箇所をチェックしてください。
（注意2）きょうだいケースについては、それぞれの児童の状況を確認する必要があります。
（注意3）「その他」の欄には、上記以外で気になること等を記入してください。（例：外国籍、養育者に宗教上のこだわりがある等）

◎本シートは、各関係機関が「支援が必要な家庭」と判断し、子ども家庭支援センターに連絡をする際に使用

【資料5】

要支援家庭アセスメントシート

（子ども家庭支援センター用）

＜作成日＞ 平成　　年　　月　　日
＜作成者＞ 氏名

◎対象世帯の状況 *（※ "ジェノグラム" に書き込む）*

養育者氏名	（父）　生年月日　（年齢　）（母）	生年月日　（年齢　）		虐待の可能性
児童氏名	生年月日　（年齢　）	児童の所属	幼・保・小・中・高（　年）	有 ・ 無
住　所		連絡先電話		（身体的 ・ 性的 ・ ネグレクト ・ 心理的）

◎確認項目

区　分		支援が必要となりやすい要素（例）	リスクの有無			確認先機関	具体的な状況等［「リスク有」に○を付した場合に記入］	子ども家庭支援センターの判断［関係機関からの聞き取り、保護者等との面接、調査等をもとに、各状況について記入］
			有	無	不明			
子どもの状況	年齢	1歳未満（乳児）						*子どもの状況*
	出生状況	多胎　先天性の異常・障害　低出生体重児　等						
	発育	身長増加不良　体重増加不良　極端に太っている　等						
	健康状態・身体状況	慢性疾患　心身障害あり　虚弱（喘息、湿疹など）　傷・火傷・痣が多い　等						
	発達障害	遅れ（精神発達・行動面も含む）、発達等の疑いもあり　等						
	情緒行動問題	無表情 乱暴 多動 過度のスキンシップを他の大人に求める 親の関わりによる問題あり 年齢不相応な性的興味あり 等						
	基本的な生活習慣	年齢相応の基本的な生活習慣が身についていない　年齢に不相応な行儀の良さ　朝食を食べていない　等						
	乳児期の問題行動※	母乳・ミルクを飲まない　よく泣く　寝つきが悪い　あやしても笑わない　いつも機嫌が悪い　等						
	幼児期の問題行動※	集団になじめない　落ち着きがない　噛みつき行動　万引等						
	学齢期以降の問題行動※	引きこもり　不登校　家庭内暴力　非行（万引・家出・喫煙など）　摂食障害　等						
	養育者との関係	拒否感　怖がる　なつかない　萎縮する　顔色をうかがう　家に帰りたがらない　等						
養育者の状況	生育歴	被虐待歴　親に愛されなかった思い　親への拒否感　等						*養育者の状況*
	妊娠歴	予定外の妊娠・出産（望まぬ思い）　若年の母（第1子を10代で出産）　等						
	健康状態・身体状況	慢性疾患　病弱　肩こり・腰痛（不定愁訴も含める）等						
	嗜癖・依存	アルコール・薬物等への依存・乱用（疑い）　ギャンブル　摂食障害等への依存行動　等						
	精神状態・知的能力	精神状態で子どもを傷つける危惧　うつ的・脅迫的な行動　育児ノイローゼ　知的な遅れが疑われる　等						
	性格状態	攻撃的　衝動的　共感性の欠如　思い込みが激しく融通が利かない　自己中心的　自信がない　虚言癖　等						
	子どもへの思い・態度	かわいいと思えない　受容がない　きょうだいで差別　イライラする　拒否的　無関心　過干渉　権威的　等						
	日常的な世話の状況	衣食住の世話をしない　事故が多い　健診・予防接種を受けさせず　しつけせず　夜間放置している　等						
	育児・養育行動	厳しい体罰　発達の理解ない　育児・養育しようとしない　医療を受けさせない　育児・養育能力の不足　等						
	問題への対処	危機の解決できず　ストレス解消できず　問題に気づかない　子どもを守れない　子どもより親の欲求を優先　等						
	家事能力	家事能力の不足　家事の負担感　等						
	公的機関の支援	拒否　無視　訪問できず　等						
養育状況	家族・親族関係	親・親族との対立（支援なし）　要介護の親と同居　等						*養育状況*
	夫婦関係	夫婦間暴力（DV）　夫婦間で対立・混乱　夫婦間の不満　等						
	家族形態	離婚・死別・別居　ひとり親　内縁関係　再婚　等						
	親子関係	再婚等による連れ子の存在あり　養子縁組　養育家庭　等						
	きょうだい関係	きょうだいが多い（____人）　きょうだいに疾患・障害あり　等						
	子どもとの接触度	子は在宅で、主な養育者とのみいる時間が長い　等						
	分離歴	諸事情により長期間親子が離れて生活したことがある（入院、施設等入所、親戚宅等）						
	就労状況	定職なし　失業中　働く意思なし　職を転々とする　不規則な就業時間　就労によるストレスあり　等						
	経済状況・経済基盤	不安定　苦しい　失業中　生活保護　借金　等						
	居住状況	不衛生　居室内の著しい乱れ　転居を繰り返す　住所不定　等						
	周囲とのつながり・支援体制	地域で孤立　育児支援者がいない　相談できる人がいない　隣人・周囲とのトラブルあり　等						
その他								

（注意1）※「問題行動」欄は、対象児童の年齢に該当する確認箇所をチェックしてください。
（注意2）きょうだいケースについては、それぞれの児童の状況を確認する必要があります。
（注意3）「その他」の欄には、上記以外で気になること等を記入してください。（例：外国籍、養育者に宗教上のこだわりがある　等）

No.	◎初回情報提供機関
1	（　年　月　日）　〔担当〕 今後の継続的な関わりの必要性　要 ・ 不要

No.	◎情報を確認した機関
2	（　年　月　日）　〔担当〕 今後の継続的な関わりの必要性　要 ・ 不要
3	（　年　月　日）　〔担当〕 今後の継続的な関わりの必要性　要 ・ 不要
4	（　年　月　日）　〔担当〕 今後の継続的な関わりの必要性　要 ・ 不要
5	（　年　月　日）　〔担当〕 今後の継続的な関わりの必要性　要 ・ 不要
6	（　年　月　日）　〔担当〕 今後の継続的な関わりの必要性　要 ・ 不要

※「要」の場合は "エコマップ" に関係機関として書き込む

◎状況判断（　年　月　日）：

◎具体的な対応（　年　月　日）：
①児童相談所へ送致（→「児童虐待送致票」）
②関係機関との連携等による支援が必要
→関係者会議の開催　（有 ・ 無）
→児童相談所の関与　（有 ・ 無）
③状況把握のための訪問が必要（訪問者：　）
④在宅サービス等子育て支援サービスを活用
a）現在利用中（　）
b）提供・調整（　）
⑤その他（　）

上記を受けての今後の支援計画（支援目標・支援内容等）

ハイリスク妊婦アセスメント票

担当保健師（　　　　　　　　）

（妊婦氏名）	生年月日	H.　S.　　年　　月　　日	住所	区
	出産予定日	H.　　年　　月　　日		

アセスメント項目		アセスメント実施（H.　年　月　日） 1 妊婦面接 2 妊婦教室 3 その他		（A）保健師フォロー（H.　年　月　日） フォロー方法　電話・訪問・面接	（B）専門的家庭訪問支援事業（妊婦）
妊娠状況	1予想外の妊娠で困っている		（特記事項）	（特記事項）	支援目標
	2妊娠届けが22週以降である				
	3妊娠・出産に対する不安が大きい				
	4妊娠の経過不良				
	5多胎妊娠				支援内容
本人状況	6若年妊婦				
	7精神疾患あり（治療あり・なし）				
	8慢性疾患あり				
	9身体の障害または問題あり				
	10知的または理解力に問題あり				
	11親からの虐待（疑い）あり				
	12気になる様子				
家庭状況	13未婚				
	14経済不安あり				
	15配偶者のことで心配あり				
	16上の子どものことで心配あり				
	17上の子への虐待（疑い）あり				
	18他の心配ごとあり				
支援体制	19相談者がいない				
	20出産後の援助者がいない				◎支援回数：訪問（　回）・電話（　回）・面接（　回）

アセスメントの結果	結果判断理由	フォローの結果	結果判断理由	フォロー後の結果	結果判断理由
1 保健師フォロー 2 他機関紹介 3 フォロー必要なし	（　　　）	1 保健師継続支援必要あり ① 妊娠中フォロー ②産直後からのフォロー 2 他機関でのフォロー 3 フォロー必要ない	（　　　）	1 保健師継続訪問 ① 出産後育児支援家庭訪問事業導入予定 ② 保健師のみでの継続訪問 2 他機関でのフォロー 3 フォロー必要なし	（　　　）
＊アセスメントの結果1はフォロー後（A）に記入 記録者（　　　）係長（　　　）		＊フォローの結果1の①は（B）に記入 記録者（　　　）係長（		記録者（　　　）係長（　　　）	

育児支援家庭訪問員研修

子育て支援課　H20.5.19

1　目　的　育児支援家庭訪問員に対して、事業に必要な知識や技術の習得を図り、支援家庭に対して適切な助言や支援を行うことができることを目的とする。

2　対　象　□□市育児支援家庭訪問員として今年度新規に登録されるもの及びすでに登録されており本年度も継続して活動を希望する育児支援家庭訪問員

3　研修内容　（1）虐待予防について
（2）乳幼児の発育発達について
（3）対人援助技術について
（4）家庭訪問時の注意点や倫理的配慮
（5）精神保健に関する理解
（6）事例検討会
（7）その他育児支援家庭訪問を実施するに当たって必要な内容

4　平成20年度の研修について
（1）日程　原則、奇数月の第３水曜日　　（午後１時３０分～午後３時３０分）

（2）内容

日程	研修内容	講師（予定）
5月21日（水）	・□□市の母子保健、子育て支援施策の概要について ・個人情報保護について ・育児支援家庭訪問事業の概要について（記録を含む）	子育て支援課職員
7月16日（水）	・□□市の児童虐待の現状について ・対人援助技術について（面接技術） ～傾聴・共感・受容のあり方～	児童相談所 （児童相談所長）
9月17日（水）	・乳幼児の発達と発育について ・訪問事例の共有と支援の検討	子育て支援課職員
11月16日（水）	・マタニティブルー・産後うつ病の基礎知識と対応 ・精神疾患を有する養育者への支援について	精神保健福祉センター医師
1月21日（水）	・訪問事例の共有と支援の検討	子育て支援課職員 各区担当職員
3月18日（水）	・今年度のまとめ	子育て支援課職員 各区担当職員
フォロー研修	・離乳食実習	管理栄養士
フォロー研修	・沐浴実習	助産師

（3）会場　　□□市役所　１０１会議室　他

（4）その他　　講師には、別紙にて依頼する。
研修内容により、エンゼルヘルパー派遣事業者へ参加を呼びかける。

平成２１年度児童虐待防止対策関係概算要求の概要

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課
虐待防止対策室

（平成２０年度当初予算）　（平成２１年度概算要求）
１４，６４３百万円　→　１７，２９３百万円

【次世代育成支援対策交付金等を除く。】

児童虐待は社会全体で早急に解決すべき重要な課題であり、虐待の発生予防、早期発見・早期対応から虐待を受けた子どもの保護・自立に至るまでの切れ目のない支援のため、引き続き地域における支援体制の整備や児童相談所の機能強化とともに、家庭的養護の推進及び入所している子どもへの支援の充実を図る。

１．発生予防対策の推進

（１）生後４か月までの全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）の推進

【次世代育成支援対策交付金】

○　生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う「生後4か月までの全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）」の全国展開に向け、推進を図る。

（２）育児支援家庭訪問事業の推進

【次世代育成支援対策交付金】

○　養育支援が必要な家庭に対して、訪問による育児・家事の援助や指導助言等を行う「育児支援家庭訪問事業」の全国展開に向け、推進を図る。

（３）地域子育て支援拠点事業の推進

○　地域における子育て支援拠点（ひろば型、センター型、児童館型）について、身近な場所への設置を促進するとともに、機能拡充を図る。

（４）子育て短期支援事業の推進

【次世代育成支援対策交付金】

○　育児不安や育児疲れなどの場合における児童養護施設等での子どものショートステイ及びトワイライトステイの実施について着実な推進を図る。

（５）中・高校生と乳幼児のふれあう機会の推進

○　すべての市町村において、中・高校生が乳幼児と出会いふれあう機会が確保されることを目指し、児童館等を活用した取組を推進する。

（６）オレンジリボン・キャンペーンなどの啓発活動の促進

○　子どもへの虐待防止に向け、児童虐待防止推進月間（１１月）に全国フォーラムを開催するとともに、オレンジリボン・キャンペーンなどの啓発活動を促進する。

２．早期発見・早期対応体制の充実

（１）子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の機能強化　【次世代育成支援対策交付金】

○　「子どもを守る地域ネットワーク」（要保護児童対策地域協議会）の機能強化を図るため、コーディネーターの研修やネットワーク構成員の専門性強化を図るための取組を支援する。

（２）児童相談所の機能強化

○　評価・検証委員会設置促進事業の創設　【新規】

【児童虐待・ＤＶ対策等総合支援事業】

外部有識者等による重大事例の検証、児童相談所の業務管理等に関する評価・助言等を行う「評価・検証委員会」を設置し、児童相談体制の一層の充実・強化を図る。

○　一時保護所の体制強化

虐待を受けた子ども等への心理的ケアの充実及びアセスメント機能の強化を図るため、一時保護所に配置している心理職員（非常勤）の常勤化を図るとともに、学習指導の強化や混合援助等からくるトラブルの軽減・即時対応等を図るため、一時保護所における教員・警察官ＯＢ、通訳等の配置を促進する。

○　一時保護施設の環境改善　【次世代育成支援対策施設整備交付金】

一時保護施設における居室等の環境改善や定員不足解消のための施設整備を推進する。

（３）乳児院等における一時保護受託の際のケアの充実

○　児童相談所以外の施設等において乳児等の一時保護を受託する際に、適切な保育の実施や子どもの体調の変化等への迅速な対応が可能となるよう、乳児等のケア担当職員を配置し、支援体制の充実を図る。

（４）子どもの心の診療拠点病院の整備

【母子保健医療対策等総合支援事業】

○　様々な子どもの心の問題、児童虐待や発達障害に対応するため、都道府県域における拠点病院を中核とし、各医療機関や保健福祉機関等と連携した支援体制の構築を図るための事業を実施するとともに、中央拠点病院の整備を併せて行い、人材育成や都道府県拠点病院に対する技術的支援等を行う。

（５）児童家庭支援センター事業の拡充

【児童虐待・ＤＶ対策等総合支援事業】

○　地域に密着した虐待・非行などの問題につき、相談・支援を行う児童家庭支援センターの設置を推進するとともに、心理療法担当職員の常勤化を図る。

３．自立に向けた保護・支援対策の充実（社会的養護体制の拡充）

（１）家族再統合に向けた取組の強化

○　保護者指導支援事業の創設　【新規】

【児童虐待・ＤＶ対策等総合支援事業】

児童相談所の児童福祉司と連携して支援を行う保護者指導支援員（仮称）を配置し、施設入所が長期化している子どもの保護者に対し、子どもの家庭復帰のために養育方法や親子関係の築き方等の支援・指導を行い、家族再統合への取組を強化する。

（２）家庭的養護の推進及び入所している子どもへの支援の充実

○　ファミリーホームの推進　【新規】

養育者の住居において、家庭的な養育環境の下、適切な支援の質の担保を図りつつ、一定人数の子どもをより適切に養育する事業（ファミリーホーム）を推進する。

○　里親支援機関による里親の支援の推進

【児童虐待・ＤＶ対策等総合支援事業】

里親委託を推進するため、里親制度の普及促進、子どもを受託している里親への支援等の業務を総合的に実施する里親支援機関事業を推進する。

○　小規模グループケアの推進

児童養護施設において虐待などにより心に深い傷を持つ子どもに対し、職員との個別的な関係を重視したきめ細やかなケアを提供するため、家庭的な環境の中で小規模グループによるケアを行う体制の整備を着実に進める。

○　乳児院における被虐待児個別対応職員の配置

虐待を受けた子どもの入所が増加していることから、児童養護施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設及び情緒障害児短期治療施設に配置されている被虐待児個別対応職員を乳児院にも配置する。

○　看護師の配置の推進

医療的ケアの必要性が高い児童養護施設に対する看護師（常勤）の配置を推進する。

平成20年9月19日（金）
資　料　配　布

厚生労働省

平成２０年９月１９日
（照　会　先）
厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課
虐待防止対策室
室長補佐　藤田智夫（内線７７９７）
調整係長　伴野康和（内線７７９９）
代表電話　０３－５２５３－１１１１

平成２０年度「児童虐待防止推進月間（１１月）」の実施について

１．趣　旨

児童虐待に関する相談対応件数は依然として増加しており、特に、子どもの生命が奪われるなど重大な事件も後を絶たない状況において、児童虐待問題は社会全体で早急に解決すべき重要な課題となっており、虐待の発生予防、早期発見・早期対応から虐待を受けた子どもの自立に至るまでの切れ目のない総合的な支援が必要です。

これらの総合的な対策が地域に根づき、効果的に実施されていくためには、援助関係者を含む各界各層の幅広い国民の理解を深めていくことが不可欠です。

このため、平成１６年度から、児童虐待防止法が施行された１１月を「児童虐待防止推進月間」と定め、期間中に児童虐待防止のための広報・啓発活動など種々な取組を集中的に実施することにより、家庭や学校、地域など社会全般にわたり、児童虐待問題に対する深い関心と理解が得られるよう、多くの民間団体や国・地方公共団体など関係者の積極的な参加を求め、協働して児童虐待防止対策への取組を推進します。

２．標語の公表

平成２０年度「児童虐待防止推進月間」標語の全国公募を行い、４，４２８作品（有効応募総数（昨年比１，３５１作品増））の中から、厚生労働省、滋賀県、大津市、滋賀県要保護児童対策連絡協議会において厳正な選考を行った結果、次の作品が平成２０年度「児童虐待防止推進月間」標語（最優秀作品）として決定いたしました。

助けての　小さなサイン　受け止めて

【最優秀作品作者】
田口景一（たぐち けいいち）さん　（愛知県・３４歳）の作品

3．児童虐待防止推進月間等周知のためのポスター・リーフレットの作成・配布

児童虐待防止推進月間等周知のためのポスター・リーフレットを作成し、都道府県、市町村、学校、警察その他関係機関及び関係団体等に幅広く配布し、国民一般に向けての広報啓発を行います。

【作成・配布数】

○　ポスター　　約25万枚　　　○　リーフレット　約300万部

主唱：厚生労働省、内閣府

助けての
小さなサイン
受け止めて

言葉にできない子どもの悲鳴を
見ない、聞かない、も虐待です。

虐待を受けたと思われる子どもを見つけたときは、児童相談所や市町村の窓口などに連絡（通告）してください。連絡（通告）した人の秘密は法律で守られています。出産や子育てに悩んでいたら、児童相談所や市町村の窓口に相談してください。

オレンジリボン・キャンペーン

オレンジリボン　検索

11月は児童虐待防止推進月間です。

４．全国フォーラムの開催（添付パンフレット参照）

「子どもの虐待防止推進全国フォーラム in しが　子どもの幸せのために～虐待・いのちを考える～」を次のとおり開催します。

（１）開催日時（２日間）

平成２０年１１月２日（日）　　１３：００～１６：４５

３日（月・祝）　９：４５～１３：００

（２）メイン会場

「滋賀県立芸術劇場びわ湖ホール」　滋賀県大津市打出浜15-1　ほか

（３）プログラム

【１１月２日（日）：１日目】

○　プレイベント　（12:15～12:35）子どもたちによる和太鼓演奏

○　開会式（13：00～13：30）

○　基調講演（滋賀県知事）　（13:30～14:15）

○　シンポジウム（14:30～16:45）

「子どもの幸せのために～虐待・いのちを考える～」

【１１月３日（月・祝）：２日目】

○　分科会（４分科会構成）（９：45～11：45）

第１分科会「子ども虐待防止に向けた民間団体と自治体との協働について」

第２分科会「周産期からの保健、医療、福祉の連携について」

第３分科会「市町村の要保護児童対策地域協議会と児童相談所、学校等関係機関との連携について」

第４分科会「子どもの権利擁護とこれからの社会的養護のあり方について」

○　全体会・閉会式　（12:15～13:00）

５．オレンジリボン・キャンペーンの取組について

子ども虐待のシンボルであるオレンジリボンを使用し、民間・地方自治体・国が１１月の児童虐待防止推進月間を中心に、トータルな形で実施します（地方自治体、民間団体の取組例については、別紙１、２参照）。

【基本方針】

ややもすれば関係者中心となりがちの講演会型のキャンペーンだけでなく、広く一般の関心を高めるような、シンボル的施設のオレンジライトアップやイルミネーション、市民参加によるパレード等のスタイルで実施する。

「特定非営利活動法人児童虐待防止全国ネットワーク」が中心となって実施する民間レベルの取組を積極的に応援するとともに、児童虐待防止対策協議会の場を活用し、民

間・地方自治体・国が連携し、一体となったキャンペーンを展開する。

【実施に当たってのポイント】

単にイベントを実施するのではなく、「オレンジリボン・キャンペーン」を通じて、伝えたいこと、広げたいことが明確に一般市民に届くような企画・運営を行う。

《オレンジリボン・キャンペーンを通じて届けたいメッセージの例》

○ まずは身近な自分の子育てを振り返ってみてほしい

○ もし、子育てに悩んでいる人がいたら、ひとりで抱え込まずに相談してほしい

○ もし、虐待で苦しんでいる子どもたちがいたら、がまんしないで打ち明けてほしい

○ 自分の周囲で虐待が疑われる事実を知ったときは、躊躇なく通報してほしい

○ 虐待を受けた子どもたちの自立に向けた支援の輪に加わってほしい（寄付でも、ボランティアでも）

○ もし可能なら、虐待を受けた子どもたちのための親代わり（里親）になってみてほしい。

６．児童虐待防止対策協議会（第１２回）の開催 （メンバーは別紙３参照）

児童虐待防止対策に関する府省庁等及び関係団体が一堂に会し、児童虐待に関する情報と意見交換を行い、相互の連携強化を図るなど、総合的な取組を推進するため、児童虐待防止法が施行される直前の平成１１年度から年１回程度、標記協議会を開催してきました。平成２０年度においても、「児童虐待防止推進月間（１１月）」を契機として、児童虐待防止のための広報・啓発活動をはじめ、家庭や学校、地域など社会全般にわたり、各種の児童虐待防止活動のより一層の促進が図られるよう、次のとおり協議会を開催します。

【日　　程】　１０月２４日（金）　１５：３０～１７：００

【場　　所】　厚生労働省９階　省議室

【議　　題】

（１）政府における児童虐待防止に向けた取組等について

（２）児童虐待防止対策協議会参加団体の取組等について

（３）児童虐待防止に向けた連携強化等を図るための意見・情報交換　など

【取材・傍聴】

本協議会は公開とし、記者等の皆様の取材・傍聴は自由ですので、取材・傍聴を希望される方は、１０月２３日（木）１７：００までに虐待防止対策室（内 7799）までお申し込みください（カメラ撮りは冒頭の挨拶時のみ可（１５：３０～１５：４０予定））。

別紙１

平成２０年度 地方自治体におけるオレンジリボンキャンペーンの主な取組（予定）

「児童虐待防止推進月間」に合わせ、都道府県・市町村において、児童虐待防止に向けた様々なキャンペーン、イベントなどが予定されています。
各自治体におけるオレンジリボンキャンペーンの活動内容は、特定非営利活動法人「児童虐待防止全国ネットワーク」・オレンジリボン運動事務局のウェブサイト（http://www.orangeribbon.jp/index.php）で公表される予定です。

自治体名	主な取組内容（予定）
岩手県	○ オレンジリボン街頭キャンペーン（11月1日） 駅、商店街等でのリボン、啓発パンフレットの配布等 ○ 「ストップ・子ども虐待」（大学生による児童虐待対応劇の上演や地域活動実践報告） 11月 1日 盛岡会場 13:30～15:30 11月15日 宮古会場 13:30～15:30 11月22日 奥州会場 13:30～15:30 【問合せ先】 岩手県保健福祉部児童家庭課健全育成担当 電話 019－629－5461
秋田県	○ オレンジリボン街頭キャンペーン（11月8日：秋田市） リボンシール、ロゴ入り巾着、チラシ等の配布 ○ 県庁舎正面イルミネーション看板の設置 【問合せ先】 秋田県健康福祉部子育て支援課家庭福祉班 電話 018－860－1344
群馬県	○ 県登録有形文化財（昭和庁舎・群馬会館）のオレンジライトアップ（11月中） ○ サッカーJリーグ「ザスパ草津」との連携によるオレンジリボンキャンペーン（10月19日） ○ 「ぐんまこどもの国児童会館」、「ぐんま子ども子育て学（楽）会」等でのオレンジリボンの作成 ○ 虐待防止のための映画上映・講演会の開催 【問合せ先】 群馬県健康福祉部子育て支援課 電話 027－226－2628
東京都	○ 都庁舎のオレンジライトアップ（11月1日～3日午後6～8時） ○ サッカーJリーグ「FC東京」と連携したイベント等の開催（10月26日：味の素スタジアム） ○ ケンタッキー・フライド・チキンと協働したオレンジリボンキャンペーン キャラクター像にたすき着用、店内にポスター等掲示、従業員のリボンバッジ着用（都内147店舗、たすきについては11月1日～19日。それ以外は11月中） ○ 区市町村の啓発キャンペーンへの取組を掲載したポスター・チラシ作成 【問合せ先】 東京都福祉保健局少子社会対策部計画課児童相談所運営担当係 電話 03－5320－4205

富山県	○ 児童虐待防止講演会（11月１日：基調講演、関係団体の活動報告等） ○ 街頭キャンペーン、キャラバン隊の派遣 ○ 県下一斉オレンジリボンPR活動 ・ プロ野球BCリーグ「富山サンダーバーズ」、サッカーJFL「カターレ富山」、バスケットボールbjリーグ「富山グラウジーズ」との連携によるPR ・ オレンジリボンPR電車の運行、「とやま子育て応援団」加盟店舗との連携によるPR 【問合せ先】 富山県厚生部児童青年家庭課 電話 076－444－3208
愛知県	○ オレンジリボンオブジェの設置 ○ オレンジリボンステッカーの県市町村公用車への貼付 ○ 県民向けPR冊子の作成・配布 【問合せ先】 愛知県健康福祉部児童家庭課要保護児童対策グループ 電話 052－954－6281
三重県	○ オレンジリボンツリーの作成及び巡回展示 ○ 大型児童館みえこどもの城でのオレンジリボン啓発参加型事業の実施 ○ 県総合文化センターのオレンジリボンイルミネーション設置（11月22日～12月25日） ○ オレンジリボンエコバッグの配布 ○ 里親制度普及啓発のためのシンポジウム開催（11月24日） 【問合せ先】 三重県健康福祉部こども局こども家庭室児童福祉グループ 電話 059－224－2883
大阪府	○ 「まわりの子どもに関心をもってください～児童虐待防止オレンジリボン・キャンペーン～」オープニングセレモニーの開催（11月１日：大阪市、堺市と合同） ・ ユニバーサル・スタジオ・ジャパンにおいて（株）ユー・エス・ジェイ等周辺企業と一体となってオレンジリボン・セレモニーを実施 ・ 府知事・大阪市長・堺市長による月間開始宣言 ・ 大阪府警察音楽隊による演奏 ○ 府内全域における啓発・リボンキャンペーン ・ ケンタッキー・フライド・チキンのキャラクター像にたすき着用 ・ 府職員、市町村職員、府民、民生委員等のリボン着用、公用車等へのリボン貼付 ・ リボンポスターの掲出、広報啓発グッズの配布 ○ サッカーJリーグ「ガンバ大阪」との連携によるPR（11月８日） ○ フィナーレセレモニー（11月30日大阪市、堺市と合同開催） 【問合せ先】 大阪府健康福祉部児童家庭室家庭支援課育成グループ 電話 06－6941－0351
京都府	○ サッカーJリーグ「京都サンガ」との協働によるオレンジリボンキャンペーン オレンジリボンキャンペーン啓発グッズの配付、府知事がチームをキャンペーン大使に任命、府内2会場で親子サッカー教室を開催等 ○ 北近畿タンゴ鉄道におけるキャンペーン啓発車輌の運行 ○ 府児童福祉施設連絡協議会と連携したイベント開催 【問合せ先】 京都府健康福祉部家庭支援課 電話 075－414－4582

滋賀県	○ 近江大橋西詰の電飾「光のオブジェ」 ○ 新聞媒体、FM滋賀など広報媒体を使ったPR展開 ○ 協力企業によるオレンジリボンの着用、リボンステッカー、横断幕の掲示によるPR ○ 県や市町、オレンジリボン隊による啓発活動、PRグッズ配布 ○ 「子どもの虐待防止推進全国フォーラム in しが」開催(11月2～3日:厚生労働省主催) 【問合せ先】 滋賀県健康福祉部子ども・青少年局 電話 077－528－3551
奈良県	○ ラッピングバスの運行(20年11月～21年10月) 11月4日 ラッピングバス出発式、街頭キャンペーン隊出発式(県庁前広場) ○ 街頭キャンペーン 11月 4日 JR奈良駅前近辺 11月 9日 橿原市内 ショッピングモールアルル 11月30日 近鉄八木駅、奈良県橿原文化会館付近 ○ 講演会、シンポジウムの開催(11月30日 奈良県橿原文化会館大ホール) 講演会講師 ジェフ・バーグランド氏 シンポジウム 山縣文治教授ほか 【問合せ先】 奈良県福祉部こども家庭局こども家庭課 電話 0742－27－8605
広島県	○ プロ野球「広島東洋カープ」主催試合(9月27日:対ヤクルト戦)を利用したキャンペーンの実施(サッカーJリーグ「サンフレッチェ広島」、広島交響楽団の協力あり) ○ 児童虐待防止推進月間中に里親、児童養護施設、市町、地域の各種機関と協力し、子育てに関する主要な相談機関を一覧した広報ツールを作成配布 【問合せ先】 広島県健康福祉局総務管理部こども家庭課児童虐待防止・DV対策室 電話 082－513－3167
山口県	○ 海峡メッセ「海峡ゆめタワー」のオレンジリボンイルミネーション ○ 県内バスの車体広告 ○ オレンジリボン街頭キャンペーン(9月1日)の実施 【問合せ先】 山口県健康福祉部子ども未来課 電話 083－933－2744
大分県	○ サッカーJリーグ「大分トリニータ」との連携によるオレンジリボンキャンペーン ・11月9日大分トリニータVSジェフユナイテッド千葉戦 ・啓発物品やリーフレットの配布、選手からのメッセージVTRを電光掲示板で放映 ○ 街頭電光掲示板等による広報 【問合せ先】 大分県福祉保健部少子化対策課 電話 097－506－2707
神奈川県 横浜市	○ オレンジリボン、横浜市こども虐待防止シンボルマークのラッピングバスの運行 ○ 「よこはま子ども虐待ホットライン」の周知 【問合せ先】 横浜市こども青少年局こども家庭課児童虐待防止担当 電話 045－671－4288
神奈川県 川崎市	○ 「カワサキ ハロウィン 2008」におけるオレンジリボンキャンペーン(10月25～26日) 【問合せ先】 川崎市市民・こども局こども本部こども支援部こども福祉課 電話 044－200－2673

静岡県 静岡市	○ サッカーJリーグ「清水エスパルス」との協働によるオレンジリボンキャンペーン ・選手を「市児童虐待防止キャプテン」に任命し、腕章を交付。虐待防止宣誓書に署名 ・10月26日、エスパルス主催試合において、来場者への啓発品配布、映像放映等実施 【問合せ先】 静岡市児童相談所 電話 054－275－2871
愛知県 名古屋市	○ NPO法人と協働した児童虐待防止キャンペーン ○ サッカーJリーグ「グランパスエイト」との連携によるPR ○ 市職員などのオレンジリボン着用、市役所入り口に看板設置 【問合せ先】 名古屋市子ども青少年局子ども育成部子ども福祉課 電話 052－972－2519
大阪府 大阪市	○ 「まわりの子どもに関心をもってください～児童虐待防止オレンジリボン・キャンペーン～」オープニングセレモニーの開催（11月1日：大阪市、堺市と合同） ・ ユニバーサル・スタジオ・ジャパンにおいて（株）ユー・エス・ジェイ等周辺企業と一体となってオレンジリボン・セレモニーを実施 ・ 府知事・大阪市長・堺市長による月間開始宣言 ・ 大阪府警察音楽隊による演奏 ○ 大阪市庁舎のオレンジライトアップ ○ 府内全域における啓発・リボンキャンペーン ・ 子どもによるリボン作成・参画 ・ 市職員、市民、民生委員等のリボン着用 ・ リボンポスターの掲出、広報啓発グッズの配布 ○ 児童虐待防止講演会の実施 ○ フィナーレセレモニー（11月30日大阪府、堺市と合同開催） 【問合せ先】 大阪市こども青少年局子育て支援部こども家庭支援担当 電話 06－6208－8047
大阪府 堺 市	○ 「まわりの子どもに関心をもってください～児童虐待防止オレンジリボン・キャンペーン～」オープニングセレモニーの開催（11月1日：大阪市、堺市と合同） ・ ユニバーサル・スタジオ・ジャパンにおいて（株）ユー・エス・ジェイ等周辺企業と一体となってオレンジリボン・セレモニーを実施 ・ 府知事・大阪市長・堺市長による月間開始宣言 ・ 大阪府警察音楽隊による演奏 ○ 府内全域における啓発・リボンキャンペーン ・ ケンタッキー・フライド・チキン、不二家のキャラクター立像にたすき着用 ・ 子どもによるリボン作成・参画 ・ 市職員、市民、民生委員等のリボン着用、公用車へのリボン貼付 ・ リボンポスターの掲出、広報啓発グッズの配布 ○ フィナーレセレモニー（11月30日大阪府、大阪市と合同開催） 【問合せ先】 堺市子ども青少年局子育て支援部子ども家庭課 電話 072－228－7331
兵庫県 神戸市	○ 神戸海洋博物館及び市庁舎オレンジライトアップ ○ 市内各所での啓発 ・ 全日本女子ハーフマラソン大会等各種スポーツ大会でのPR ・ 関係機関と連携した街頭キャンペーン実施 ○ 市職員等のオレンジリボン着用 【問合せ先】 神戸市保健福祉局子育て支援部母子養護係 電話 078－322－5211

福岡県 北九州市	○ 子育て支援合同イベント「わらべの日」での啓発活動 ○ プロ野球OB「マスターズリーグ」との連携によるイベント開催 ○ 啓発パンフレット、オレンジリボン啓発グッズの作成・配布 【問合せ先】 北九州市子ども家庭局子ども総合センター 電話 093－881－4556
熊本県 熊本市	○ 市役所庁舎1階ロビーへのオレンジリボンツリーの掲出 ○ オープニングセレモニー（11月1日） リボンラッピング電車の運行開始式、オレンジリボン・チラシの配布、パネル展示 ○ サッカーJリーグ「ロアッソ熊本」と連携したPR ○ 児童虐待防止推進講演会の開催 【問合せ先】 熊本市子ども未来局子ども育成部子ども政策課要保護児童対策室 電話 096－328－2158
北海道 石狩市	○ オレンジリボンキャンペーンの実施 ・ 保育園、幼稚園、小中学校等の児童によるオレンジリボンの作成及び保護者への配付 ・「こどもまつり子育て支援メッセいしかり2008」（10 月 25～26 日予定）におけるPR ・ キャンペーンテーマ曲、児童虐待防止メッセージフィルムを作成し講演会等でPR ○ 児童虐待防止講演会等の実施（12 月 6 日予定） ・ 保育園、幼稚園等で「子どもへの暴力防止に関するワークショップ」を実施 【問合せ先】 北海道石狩市保健福祉部こども室こども相談センター 電話 0133－72－3159
秋田県 美郷町	○ 虐待に対する認識を高めるための講演会、演劇（ゼンマイ座）公演 ○ パンフレット・ボールペン配布（相談先の周知） ○ 職員のオレンジリボン着用 【問合せ先】 秋田県美郷町福祉保健課福祉班 電話 0187－84－4907
群馬県 高崎市	○ オレンジリボン啓発広告バス・ラッピングバスの運行(20年10月～21年3月） ○ 市庁舎ロビーにPRショップを設置（11月） ○ 駅前電光掲示板表示、懸垂幕・横断幕等の掲出（11月） ○ 市本庁舎のオレンジライトアップ（調整中）（11月） 【問合せ先】 群馬県高崎市保健福祉部こども家庭課 電話 027－321－1315
群馬県 邑楽町	○ 「おうら祭り」、「おたふく祭り」、町民体育祭における児童虐待防止PR ○ 虐待・いじめなどを取り上げた演劇公演 ○ 全戸に児童虐待防止啓発パンフレットを配布 【問合せ先】 群馬県邑楽町福祉課児童福祉係 電話 0276－88－5511
栃木県 小山市	○ 児童虐待防止に関する講演会（9月20日） ○ オレンジリボン・イルミネーションの設置（11月1日～30日） ○ 公用車、コミュニティーバス等へのオレンジリボン貼付等（11月1日～30日） ○ 駅前における街頭活動及びパレードの実施（11月1日） ○ 親子ふれあいコンサート ～けんたろうお兄さんといっしょ～（10月25日） 【問合せ先】 栃木県小山市保健福祉部子育て支援課 電話 0285－22－9626・9627

大阪府 摂津市	○ オレンジリボンキャンペーン(11月7日:JR千里丘駅前のデコレーション、子どもの楽器演奏等) ○ オレンジリボンパレード(11月13日:阪急正雀駅付近でのパレード等) ○ 市役所ロビーコンサート(未定) ○ 市職員のリボン着用、公用車のリボンのステッカーの貼付、講演会の開催 【問合せ先】 大阪府摂津市保健福祉部子ども育成課 電話 06−6383−1111
滋賀県 大津市	○ オレンジリボンのモニュメント(広告塔)作成・設置 ○ オレンジリボンラッピング電車の運行、啓発グッズ配布 ○ 公用車へのオレンジリボンマグネット貼付、庁舎に懸垂幕設置 【問合せ先】 滋賀県大津市こども家庭相談室 電話 077−528−2688
滋賀県 東近江市	○ 相談先の周知を目的とした保育園・幼稚園・小学校等における紙芝居、指人形、寸劇等の実施(21年1月以降) ○ 市庁舎窓口、図書館等に児童虐待防止コーナーを設置 ・ オレンジリボンの掲示、関連図書の閲覧、公用車のステッカー貼付 【問合せ先】 滋賀県東近江市子ども支援センター「ひばり」 電話 0748−24−5663
徳島県 鳴門市	○ オープニングセレモニー(オレンジイルミネーション点灯、オレンジボトルタワー設置) ○ サッカーJリーグ「徳島ヴォルティス」と連携したPR ○ オレンジリボン・ルミネパネル展示、来場者による大型リボン作成 ○ 保育所・幼稚園・小学校・中学校・高校生によるオレンジカラーバリエーションの表現 ○ プロの音楽グループによるミニコンサート 【問合せ先】 徳島県鳴門市市民福祉部子どもいきいき課 電話 088−684−1209

○ 各自治体における取組は９月現在の予定であり、今後変更されることがあります。
○ 詳細につきましては、それぞれの都道府県・市町村担当部局にお問い合わせ下さい。
○ この一覧表に掲載されていない自治体においても、キャンペーン等を実施している場合があります。

平成２０年度オレンジリボンキャンペーン（予定）

（地方自治体における特色ある主な取組事例）

○　シンボル施設等のオレンジライトアップ等

- 昭和庁舎、群馬会館（県庁周辺の登録有形文化財）【群馬県】
- 東京都庁舎【東京都】
- 三重県総合文化センター【三重県】
- 愛知県庁舎【愛知県】
- びわ湖近江大橋【滋賀県】
- 海峡メッセ下関「海峡ゆめタワー」【山口県】
- 大阪市庁舎【大阪市】
- 神戸海洋博物館、神戸市庁舎【神戸市】
- 高崎市本庁舎（調整中）【高崎市】

○　プロ野球、プロサッカー（Ｊリーグ）等スポーツ、文化団体との連携

- サッカーＪリーグ「ザスパ草津」との連携によるイベント実施【群馬県】
- サッカーＪリーグ「ＦＣ東京」との連携によるイベント実施【東京都】
- プロ野球ＢＣリーグ「富山サンダーバーズ」、サッカーＪＦＬ「カターレ富山」、バスケットボールｂｊリーグ「富山グラウジーズ」との連携によるイベント実施【富山県】
- サッカーＪリーグ「京都サンガ」との連携によるイベントの実施【京都府】
- サッカーＪリーグ「ガンバ大阪」との連携によるイベント実施【大阪府】
- サッカーＪリーグ「サンフレッチェ広島」、プロ野球「広島東洋カープ」、広島交響楽団との連携によるイベント実施【広島県】
- サッカーＪリーグ「ロアッソ熊本」との連携によるＰＲ実施【熊本市】
- サッカーＪリーグ「大分トリニータ」との連携によるイベント実施【大分県】
- サッカーＪリーグ「清水エスパルス」との連携によるイベント実施【静岡市】
- サッカーＪリーグ「徳島ヴォルティス」との連携によるイベント実施【鳴門市】
- プロ野球ＯＢ「マスターズリーグ」との連携によるイベント実施【北九州市】

○　電車、バス等の公共交通機関のオレンジリボンラッピング

富山県、京都府、奈良県、横浜市、大津市、熊本市、高崎市等において、電車、バス等公共交通機関の車体広告、ラッピング等による運行

○　その他

- 大学生による児童虐待対応劇の上演【岩手県】
- ユニバーサル・スタジオ・ジャパンにおけるオープニングセレモニーの開催【大阪府・大阪市・堺市】
- 「カワサキハロウィン２００８」におけるキャンペーン実施【川崎市】
- 神戸全日本女子ハーフマラソン大会等各種スポーツ大会でのＰＲ【神戸市】
- 鳴門教育大学協力による「リトミック遊びを通してスキンシップを深め虐待防止に繋げる」～親子ふれあいリズム～【鳴門市】

別紙2

平成20年度 子ども虐待防止オレンジリボン運動 民間の取り組み(イベント等)

〔順不同〕

名称	主催	日時	場所等		内容
全国 子育て・虐待防止ホットライン	日本子どもの虐待防止民間ネットワーク	11月4日～9日	全国	全国虐待防止民間団体 25団体	ナビダイアル「0570-011-077」を利用して電話相談を実施。(通年で実施しているが、当該期間は拠点・相談時間を増やして実施)
全国一斉オレンジリボン街頭配布	NPO法人児童虐待防止全国ネットワークなど	11月1日(土)	全国	都内4ヶ所など全国20ヶ所以上	全国の街頭で、11月1日を期して一斉に市民へオレンジリボンを配布し、啓発する。
「オレンジリボンボイス」募集・表彰	NPO法人児童虐待防止全国ネットワーク	募集締切:9月30日 表彰:11月30日	全国	表彰式:星陵会館(東京・千代田区)	「あなたの考えた虐待防止策」を募集。自身の経験に基づいた事、あなたの出会った虐待の事例からなど。
子どもたちの虐待死を悼み命を讃える市民集会&パレード	NPO法人児童虐待防止全国ネットワーク	11月30日(日)	東京	星陵会館(東京・千代田区)	子どもへの虐待をなくすために心をひとつにし、市民にアピールするイベントを実施。
第12回日向ぼっこ座談会「どうしたら子ども虐待はすくなくなる?みんなで本気で考えよう」	特定非営利活動法人社会的養護の当事者参加推進団体日向ぼっこ	9月28日(日)	東京	日向ぼっこサロン(東京・新宿区)	社会的養護の当事者が中心となり、子ども虐待の予防策などを語り合う
第2回日向ぼっこ展覧会「施設で生活している子どもたちの気持ち、一緒に感じましょう」	特定非営利活動法人社会的養護の当事者参加推進団体日向ぼっこ	10月17～19日(金～日)	東京	日向ぼっこサロン(東京・新宿区)	社会的養護の当事者が中心となり、児童養護施設で生活している子どもたちの絵画などをサロンに展覧する。入退場自由。お茶スペースも。
オレンジリボン勉強会	社団法人東京青年会議所	10月17日(金)午後7時00分～8時30分(予定)	東京	東京・渋谷区商工会館	MC: 柴田果楠子さん(フリーアナウンサー)
子ども虐待防止オレンジリボンたすきリレー	子ども虐待防止オレンジリボンたすきリレー実行委員会	11月9日(日)	神奈川	中央会場:横浜グランモール公園	湘南コース小田原～藤沢～戸塚～横浜と都心コース渋谷～品川～川崎～横浜からゴールの横浜グランモール公園を目指したすきリレーを実施。また、グランモール公園内では数々のイベントを実施予定。
平成20年度 公開講座	子どもの虹情報研修センター	11月14日(金)	神奈川	子どもの虹情報研修センター(横浜)	テーマ:「親子のコミュニケーション」 講師:西舘好子氏(NPO法人日本子守唄協会理事長)、篠原一之氏(長崎大学大学院医歯薬学総合研究科教授)
オレンジリボンキャンペーン街頭啓発及びパレード	ながの子どもを虐待から守る会	11月1日(土)	長野	長野駅前～善光寺	街頭での啓発活動とパレード
児童虐待防止講演会	ながの子どもを虐待から守る会	11月29日(土)	長野	長野赤十字病院研修室	「乳幼児揺さぶられ症候群の発生と予防」 講師:山田不二子氏
岐阜オレンジリボンたすきリレー	岐阜オレンジリボンたすきリレー実行委員会	11月23日(日)～11月24日(月・祝)	岐阜	岐阜県中津川市～岐阜市	事務局 日本児童育成園(児童養護施設)
子育てほっとダイヤル	NPO法人MCサポートセンター	11月19日(水)～20日(木)	三重	MCサポートセンターみっくみえ事務所	11月19日「いい いくじのひ」、24時間体制で助産師・心理カウンセラー・小児科医・看護師・管理栄養士・保育士
子どもの虐待ホットライン「夜間電話相談」	特定非営利活動法人児童虐待防止協会	11月4日(火)～11月8日(土)	大阪	特定非営利活動法人 児童虐待防止協会	17:00～22:00の夜間に電話相談を受け付ける
「まわりの子どもに関心をもってください～児童虐待防止オレンジリボン・キャンペーン」事業	特定非営利活動法人児童虐待防止協会他	11月	大阪	ユニバーサルスタジオ・ジャパン等	・オープニングセレモニー(11月1日:自治体、企業等と合同) ・オレンジリボン大凧揚げ大会(仮称)の実施 ・サッカーJリーグ「ガンバ大阪」との連携によるPR(11月8日) ・フィナーレセレモニー(11月30日:自治体と合同開催)
チャリティーコンサート	神戸オレンジリボン推進プロジェクトグループ	秋	兵庫	神戸市	「神戸の街をあたたかなオレンジ色に…」という想いを込めたイベント。ママさんコーラスなどが参加。
平成20年度 ストップ・子どもの虐待 in 鳥取	特定非営利活動法人子どもの虐待防止ネットワーク鳥取	講演会:11月28日(金) キャンペーン 11月 他	鳥取	講演会:鳥取県福祉人材センター 他	・講演会:「児童虐待と要保護地域協議会の現状と課題」について ・オレンジリボン街頭キャンペーン(県内全域) ・「全国一斉 子育て・虐待防止ホットライン」にともなう電話相談研修会実施 他
岡山市オレンジリボンキャンペーン	特定非営利活動法人岡山市子どもセンター	わくわく:11月2日(日)、フォーラム:11月16日(日)	岡山	岡山ふれあいセンター	・「わくわくこどもまつりin岡山ドーム」へ参加(パネル展示、救急絆創膏&リボン・チラシ配布、メッセージボードづくり〔後日展示〕)、「オレンジリボンフォーラム」開催等
オレンジリボンシール大作戦	特定非営利活動法人岡山市子どもセンター	11月上旬	岡山	岡山市内	11月の園・学校だよりにオレンジリボンシールを添付、関連記事を掲載し配布(市内保育園、幼稚園、小学校、中学校330校園)
日本子ども虐待防止学会 第14回学術集会ひろしま大会	日本子ども虐待防止学会	12月13日(土)～12月14日(日) 12月12日プレ企画	広島	広島国際会議場・広島修道大学	日本の現状を踏まえ、子どもの虐待防止、健全育成を図るために、学術研究、虐待問題の普及啓発、子どもに関わる専門職の研鑽、関係職種の情報交換及びネットワークの構築を目的に大会を開催

別紙3

児童虐待防止対策協議会メンバー

（平成２０年９月現在）

（府省庁及び裁判所）

1 内閣府政策統括官（共生社会政策担当）
2 警察庁生活安全局
3 法務省人権擁護局
4 文部科学省生涯学習政策局
5 厚生労働省雇用均等・児童家庭局
6 最高裁判所事務総局家庭局

（関係団体）

1 （社）青少年育成国民会議
2 （社）全国保健センター連合会
3 （社）日本医師会
4 （社）日本看護協会
5 （社）日本歯科医師会
6 （社）日本 PTA 全国協議会
7 全国家庭相談員連絡協議会
8 全国国公立幼稚園長会
9 全国児童自立支援施設協議会
10 全国児童相談所長会
11 全国児童養護施設協議会
12 全国情短施設協議会
13 全国人権擁護委員連合会
14 全国乳児福祉協議会
15 全国保健師長会
16 全国保健所長会
17 全国民生委員児童委員連合会
18 全国養護教諭連絡協議会
19 全国連合小学校長会
20 全日本私立幼稚園連合会
21 日本子ども家庭総合研究所
22 日本子ども虐待防止学会
23 日本弁護士連合会
24 （福）子どもの虐待防止センター
25 （福）日本保育協会
26 日本私立小学校連合会
27 日本私立中学高等学校連合会
28 全国高等学校長協会
29 全日本中学校長会
30 （特）チャイルドライン支援センター
31 （財）全国里親会
32 全国母子生活支援施設協議会
33 （社）全国私立保育園連盟
34 日本子どもの虐待防止民間ネットワーク
35 子どもの虹情報研修センター
36 （特）児童虐待防止全国ネットワーク
37 全国児童家庭支援センター協議会
38 全国自立援助ホーム連絡協議会
39 全国保育協議会
40 （福）全国社会福祉協議会
41 （福）日本助産師会

「生後４か月までの全戸訪問事業・育児支援家庭訪問事業に係るガイドライン」
策定に関する有識者・実務者会議　開催要綱（改訂版）

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課

１．目的

生後４か月までの全戸訪問事業・育児支援家庭訪問事業については、自治体における事業実施上のさまざまな課題がある一方、これら事業の効果的な実施は子育て支援および虐待防止対策の観点からも重要な課題である。

そこで、今後両事業の効果的な実施と全国的な普及をすすめるためには、自治体が取り組むにあたっての具体的なガイドラインを検討し、策定する必要がある。

このため、雇用均等・児童家庭局総務課長が学識経験者・実務者等に参集を求め、子育て支援・児童虐待防止の観点から、「生後４か月までの全戸訪問事業・育児支援家庭訪問事業に係るガイドライン」の策定についての検討を行うこととする。

２．構成

（１）有識者・実務者会議の構成員は別紙のとおりとする。
（２）事務局は雇用均等・児童家庭局総務課虐待防止対策室に置く。

３．検討項目

（１）生後４か月までの全戸訪問事業および育児支援家庭訪問事業の課題整理
（２）「生後４か月までの全戸訪問事業・育児支援家庭訪問事業に係るガイドライン」（以下「ガイドライン」）案の作成
（３）「ガイドライン」案についての自治体意見の収集
（４）「ガイドライン」の策定

４．運営

会議の運営に関する事務は、雇用均等・児童家庭局総務課が行う。

５．その他

この要綱に定めるもののほか、有識者・実務者会議の運営に関し必要な事項については、会議メンバーと事務局との協議の上定める。

本会議は、原則公開とする。

（別紙）

「生後４か月までの全戸訪問事業・育児支援家庭訪問事業に係るガイドライン」
策定に関する有識者・実務者会議　構成員名簿

（５０音順）

氏　　名	所　　属 ・ 職　　名
一　条　　浩	埼玉県中央児童相談所　副所長
来生　奈巳子	国立看護大学校　准教授
児玉　紀久子	習志野市健康支援課　保健師
笹井　康治	沼津市子育て支援課　課長補佐
佐藤　拓代	東大阪市保健所　所長
関岡　千津野	松山市子育て支援室　保育士
中板　育美	国立保健医療科学院　公衆衛生看護部　主任研究官

厚生労働省・雇用均等・児童家庭局総務課

虐待防止対策室	室長	杉上　春彦
	室長補佐	藤田　智夫
	室長補佐	千正　康裕※
	調整係長	伴野　康和
	主査	右田　周平
	福祉指導専門官	相澤　孝予（事務局）

オブザーバー

母子保健課	企画調整係長	谷　　俊輔※
	主査	矢島　陽子
	母子保健係長	山本　香織
	企画法令係	松嶋　歩

※下線：改訂部分

改訂理由：平成２０年７月１１日付人事異動等による事務局職員の変更